第３章

メイキングガイドライン

保健所管理栄養士へのメッセージ：

危機管理（クライシスマネジメント）とリスクマネジメント

を基本とした栄養マネジメントについて考えてほしい。

第3章　メイキングガイドライン

1　危機管理（ｸﾗｲｼｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）からみた栄養・食生活支援の在り方

危機管理については、1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災を契機として危機管理システム開発の検討が始まり、2001 年 3 月に JIS Q2001 として「リスクマネジメントシステム構築の指針」が制定されている。その内容は、組織内のリスクの発見、自然災害、ヒューマンエラーなど組織としてのマイナスの影響を与える要件をＰＤＣＡサイクルにおけるリスクの低減や活動及び顕在化した場合の緊急の対応についての定義である。

また、国際規格である ISO 9000 や ISO 14001 についても「品質管理」という認識のなかで、行政システム改革の基本理念である「住民満足度の向上」と「生活者起点の行政」への転換という方向性を確実なものとするために導入されている。

これらのことから、危機管理は事前に対応する担当を明確にしておくことが非常に重要とされており、その中で、「命を守る」「地域住民・利用者に安心を与える」「地域等とのコミュニケーションを図る」「食生活（支援体制）を確保する」施設においては、「その後の安定した給食の提供」を重点的に考えることが大切であり、我々、管理栄養士を中心とした食に携わる関係者の意識を構築させることからはじめなければならない。

その手法として、地域住民及び施設利用者の食生活の補完すべき事項をチェックし、食に関する危機管理対応のあり方を考えてみなければならない。

危機管理（クライシスマネジメント）とリスクマネジメントを基本とした栄養マネジメントについて、どのように考えればいいのかを整理する。

栄養マネジメントは人の栄養素の代謝を良好な状態にして、健康を維持していくことである。目的を達成するために、その手順とシステムを明確にし、構成員の技能や考え方を尊重し、協力し合って問題解決にあたるものである。

リスクマネジメントはリスク一般を対象とすることに対して、危機管理（クライシスマネジメント）はリスク中の異常性の強い災害や持続性の強い偶発事故などを対象に、難局に直面した場合の決断、指揮、命令、実行の総体をいうこととされている。

従って、危機管理は、震災に代表される災害や感染症予防など事前に予知しにくく、また、その影響が広域に及び大きな衝撃を与えるものとされており、災害が起きてからではなく、起こる前からの事前の準備が重要である。

企業の危機管理（クライシスマネジメント）とＰＤＣＡサイクルについて見てみると、JIS Q2001 を例に危機管理（クライシスマネジメント）システムを構築する基本的な要素として 7 つの項目が挙げられている。

① 危機管理システム構築・維持のための体制整備
② 危機管理方針の表明
③ 危機管理計画の策定(Plan)
④ 危機管理活動計画の実施 (Do)

⑤ 危機管理システムの評価と改善(Check)
（危機管理システムに関する是正・改善の実施）(Action)
⑥ 最高経営者のレビュー（Action)
⑦ システム維持のための仕組み

これは、ISO9000 や ISO14000 で求められている Plan（計画）、Do（実施）Check（点検）Action（見直し）であり、このサイクルに従って、組織の危機管理システムを構築・維持していくものである。

2　危機管理システム構築・維持のための体制整備

上記の７項目のうち、①の危機管理システム構築・維持のための体制整備について考えてみると、災害など健康危機管理時において、被災者支援活動の中での栄養･食生活支援者は、とかく優先順位が低いと考えられがちである。

しかし、救急医療の必要な被災者以外は、避難所が設置され「住」が確保されるとともに、直ちに「食」が必要となる。また、給食施設においては、どのような場合においても利用者への「食事提供」は絶やすことはできない。

地震等の自然災害は、地域的なダメージを受けることが多く、医療や福祉との関連も含めて市町村単位のみでなく広域的に体制を整備することが必要となる。

保健所管理栄養士は、これらを踏まえ、市町村や給食施設等が、いざという時に住民や施設利用者に対し安全適切に食事の提供を行うことができるよう、下記の手順を参考にコーディネーターとしての能力を発揮し支援体制を整備する。

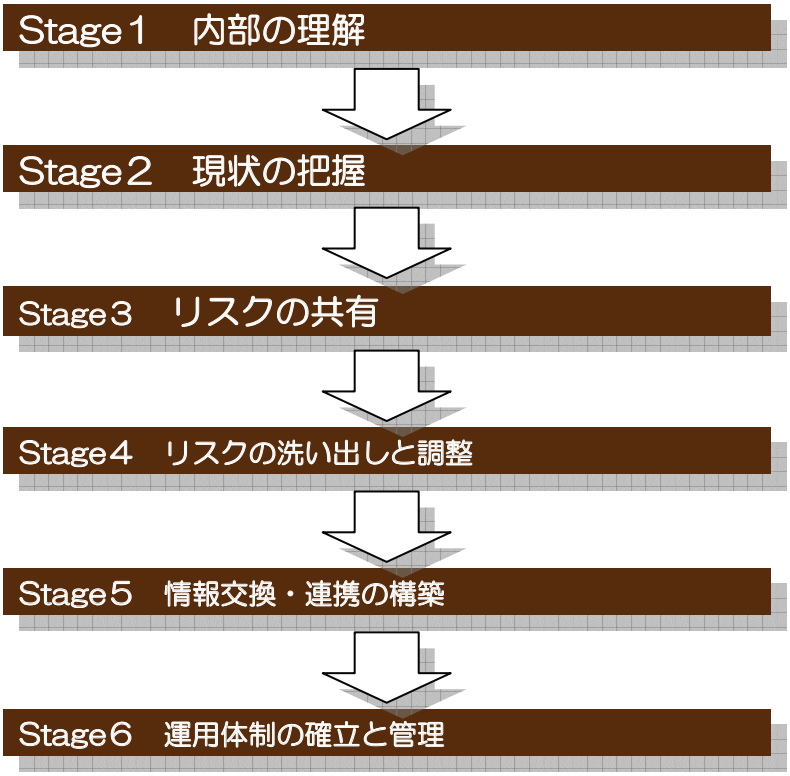

Stage１　内部の理解

- 上司等に、事業主旨を説明し理解を得る
- 所長に、事業主旨を説明し理解を得る
- 所内関係各課等に説明し理解を得る
  （栄養士以外の職員にも協力を得る）

Point1：なぜ保健所がこの事業を行う必要があるのか
Point2：保健所の事業として、今取り組む必要があるのか
Point3：予算はどうするのか
Point4：最終的に何を目指すのか

Stage２　現状の把握

- 調査、インタビュー、自己チェック方式等を活用して、管内の現状を把握する（意識によって回答に差がでてくることに注意する）
- 現状把握することで、対象の意識を高める効果も期待できる

Point1：マニュアルの有無でなく、内容をどう把握するか
Point2：把握した内容を、どのように評価し、活用するのか

Stage３　リスクの共有

- 市町村や給食施設の担当者（管理栄養士・栄養士等）が事業の必要性を理解する
- 中心となるべき管理栄養士・栄養士等が事業主旨に賛同し、主体的に取り組むことが重要
- 関係機関のキーパーソン(課長･施設長等)に理解を得る
  ：担当者が活動するためには、その上司等の理解を得ることが不可欠である
  ：各種会議や協議会等既存の組織等を活用すると効率的に実施できる
- 防災部局や自衛隊等防災関係機関に理解を得、目的の共有化を図る

Point1：各機関にとってのメリットは何か
Point2：それぞれの予算的な負担はどれくらいか
Point3：各機関及び地域として何を目指すのか

Stage４　リスクの洗い出しと調整

- 研修会等で問題･課題の提起や情報提供を行うことにより、具体的な取り組みがイメージできるようにする
- 担当者が主体的に取り組む意欲を持つよう、市町村内や給食施設内の調整へも支援する
- 共通のフォーマット作成や、報告時期を決めて課題を提供するなど、担当者が取り組み易いような体制でアプローチする

Point1：先進事例にはどのようなものがあるか

Stage５　情報交換・連携の構築

- 担当者同士の他、課長・施設長等同士の情報交換を促す
- 広域的な視点を促し、協定等相互支援体制の構築を促す

Point1：情報交換、連携がなぜ必要なのか
Point2：広域的な相互支援体制の必要性

Stage６　運用体制の確立と管理

- 定期的に取組状況を把握
- 情報交換や研修会等での最新情報の提供等を行う
- 定期的に訓練等での演習を行い、机上の計画が実際に運用できるものかを評価・検証し、見直す

Point1：実地訓練がなぜ必要か
Point2：長期的に何を目指すのか

（参考文献）
「災害危機管理のすすめ–事前対策とその実際」（高見尚武、2004）
「震災危機管理(ｸﾗｲｼｽﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)とその実際 - 阪神・淡路大震災の教訓から - 」
［財団法人　ひょうご経済研究所，平成１８年３月］

３　モデル地区介入調査結果
事例１　保健所と市町村との連携の場合

災害時栄養・食生活支援における市町村との連携
～　岡山県美作保健所勝英支所の取組　～

（平成 20 年度から平成 21 年度までの経過）

（１）はじめに

災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が、被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から、住民に最も近い立場である市町において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による、市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための取組を行った。

（２）この取組で目指したこと及び成果

●市町村での活用を目指した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」の作成
●保健所・市町村等関係者によるネットワークの構築等栄養・食生活支援体制の整備

◆市町村等関係者が災害時の栄養・食生活支援の必要性を理解し、ネットワーク会議を組織して検討することができた。
◆「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）及び「住民向け普及啓発用リーフレット」を作成した。
◆ 行政のみならず地域住民も巻き込んだ体制整備が必要なことから、県事業として取り組むことへの理解が得られ、平成 21 年度より部局協働事業として予算化することができた。

【みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク（協働事業）のイメージ図】

災害発生時

災害が発生した場合、短期での対応はもとより、避難生活が中長期した場合にも、対象者に対応した食事が確保・提供できるなど、健康状態を維持できる体制を図ることが必要である。

乳幼児
アレルギー対応のミルク・離乳食の不足

高齢者
嚥下機能の落ちた人は食事が食べられなく、低栄養状態になる

疾病保有者
適正な食事を摂取出来ず病状が悪化

災害時食生活支援ネットワーク

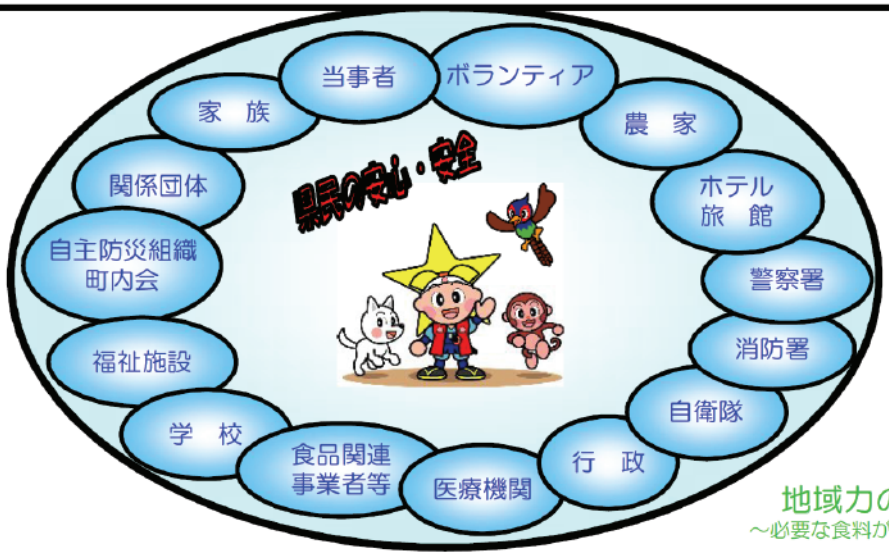

地域力のアップ
～必要な食料が届けられる等～

災害時食生活支援ネットワーク会議

【1年目】
- 災害時食生活支援マニュアルの作成
- 災害時に活用できる献立の検討
- 災害時の食生活考えるシンポジウムの開催
- 普及啓発グッズの作成

【2年目】
- 災害時栄養・食生活支援体制の検証
  <モデル地区での取組>
- マニュアルの再検討
- 災害時の食生活を考えるシンポジウムの開催

災害時でも自分にあった食事が食べられる

（３）美作保健所勝英支所モデルのポイント

●予算がなくてもできることからスタート

事業に取り組むにあたり、所内の理解を得ることや、管内市町村に対し栄養担当者を通じて災害時の栄養・食生活支援体制の現状を把握すること等、予算が無くてもできることから始め、関係者の意識を高めながら徐々に事業を広げていった。

●災害時を想定した栄養・食生活支援のシミュレーション等による意識の啓発

研究班が開催する「保健所管理栄養士の災害時の栄養・食生活支援ガイドライン」活用スタディ研修会の手法を取り入れたシミュレーションによる研修会や、関係者の連絡会議等を開催し、各市町村の栄養士のみならず防災担当者等を含めた、関係者への災害時の栄養・食生活支援の重要性と体制整備の必要性を啓発し、意識を高めることができた。

●勝英支所だけでなく、美作県民局として取り組むためのアプローチ

県の防災部局は、保健所単位でなく県民局単位で組織されていることから、当初から県民局の防災部局の参画を促した。

平成２１年度に組織改編により勝英保健所から美作保健所勝英支所となったことから、美作保健所として取り組むことが必要であると考え、本所への働きかけを行い、市町村の状況把握などから参画を促した。

また所内においては、衛生課や企画調整情報課等の参画を求め、所全体で取り組むための体制を整備した。

これらのことが、県として取り組むための部局協働事業につながった。

●効果的な体制整備のための幅広いネットワークの構築

災害時の栄養・食生活支援において自衛隊は重要な位置づけであるため、当初から自衛隊の参画を促し、市町村等への自衛隊に対する理解を促した。

また行政のみでなく地域住民（被災者(弱者)、支援者(ボランティア、隣人等)を巻き込み、地域で災害に対応できる力(地域力)を高めることを目指し、ワーキンググループを設置して取り組んだ。

（４）取組に関わった部署及び組織の概要と役割

●美作保健所勝英支所地域保健課（旧勝英保健所保健課）

当事業の主担当課であり、健康増進、母子保健、特定疾患、精神保健、感染症対策等の業務を行っている。

●美作保健所企画調整情報課（旧勝英保健所企画調整情報班）

保健所の企画運営を担う課であり、所内外の組織との調整等を行っている。

●美作保健所衛生課（旧勝英保健所衛生課）

食品や飲用水の安全を確保するとともに、薬、理・美容室等の衛生に関する業務を中心に行っている。

●勝英地域事務所地域総務課（旧美作県民局勝英支局総務課）

勝英地域事務所を総括する課であり、各課との調整を行うほか、組織内外との連絡調整を行っている。

●陸上自衛隊日本原駐屯地

美作保健所勝英支所管内である奈義町内に所在し、第１３特科隊等が駐在する陸上

自衛隊の駐屯地である。

●勝英栄養改善協議会

勝英地域で食生活改善を目的に活動するボランティア団体であり、美作保健所勝英支所管内４市町村栄養改善協議会から構成する。全国的には、「食生活改善推進員団体連絡協議会」（ヘルスメイト）と呼ばれているが、岡山県では、戦後の栄養状態が悪い時代から栄養改善を目的に活動を始めたことから、現在もこの名称を用いており、地域では「栄養委員」との愛称で呼ばれている。

●岡山県栄養士会勝英支部

勝英地域の栄養士による組織であり、岡山県栄養士会の下部組織である。行政や学校、医療機関、児童福祉施設、地域活動に従事する栄養士から構成される団体である。

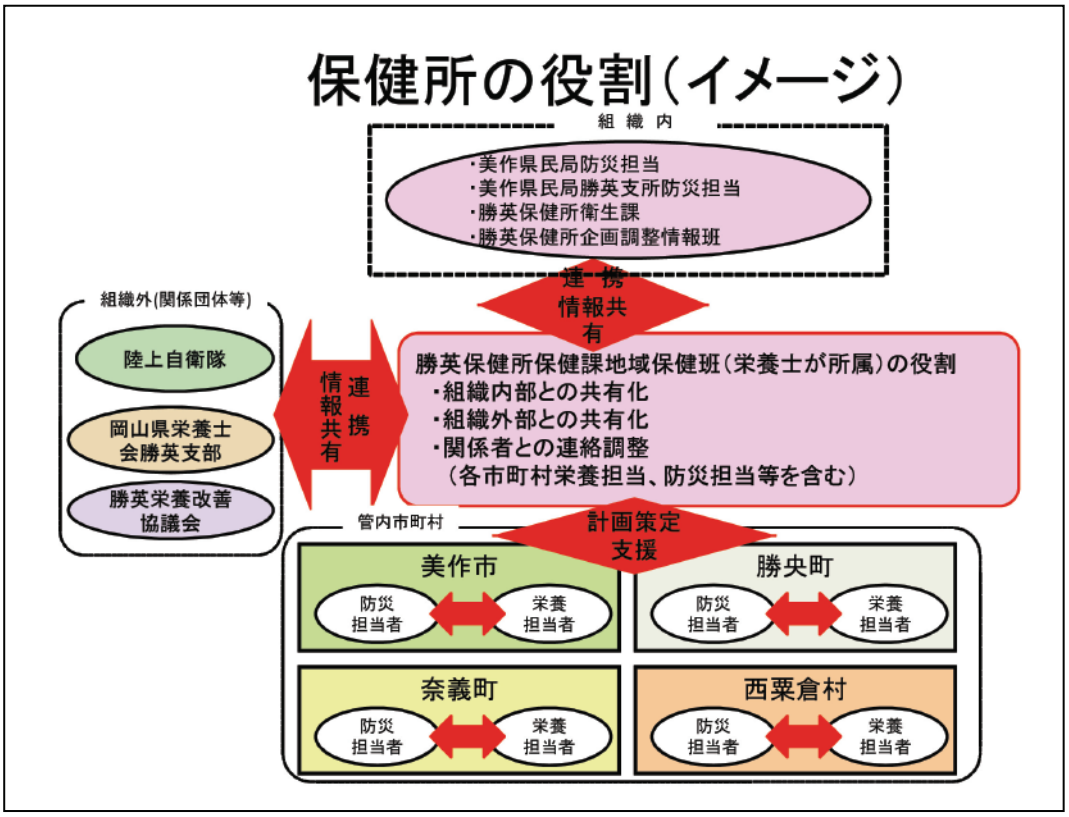

（５）美作保健所勝英支所管内の地域特性

●管内市町村数

４市町村（県全体：27 市町村）

●管内人口

４９，６７５人

（県全体：1,943,665 人）

〈H21.10.1 現在〉

※内訳　美作市　30,770 人

勝央町　11,163 人

奈義町　6,141 人

西粟倉村　1,601 人

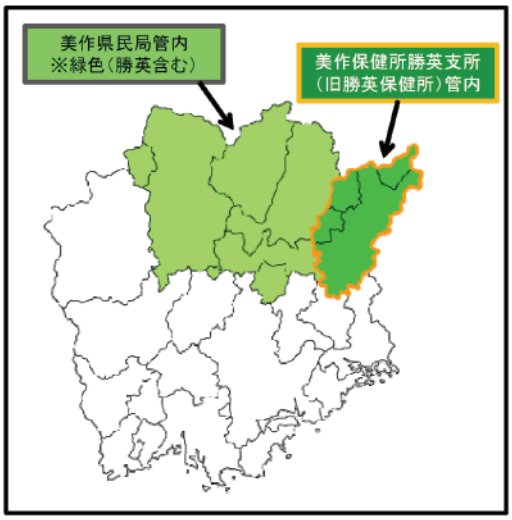

●市町村栄養士配置状況

美 作 市：栄養士３名、非常勤栄養士１名

※平成 21 年度より、管理栄養士２名、栄養士２名、非常勤栄養士１名

勝 央 町：管理栄養士１名

奈 義 町：管理栄養士１名

西粟倉村：未配置

※平成 21 年度より、社会福祉協議会に配属されている管理栄養士に業務の一部を委託（社会福祉協議会が支出する人件費のうち、３分の１を保健福祉課が予算化し、委託した。）

（６）事業に取り組む前の管内の状況

●美作保健所勝英支所管内市町村の災害時における栄養・食生活支援体制等

管内４市町村には、災害対策基本法に基づく「市町村地域防災計画」を策定していたが、その中に記載されている「食糧の供給」については、一般人を対象とした「米穀」「乾パン」の確保であり、災害時要支援者となる「乳幼児」「高齢者」「難病患者」等への対応については十分とは言えない状況であった。

●市町村栄養士の配置状況と組織体制

市町村における栄養・食生活支援体制整備の主担当となるべき行政栄養士の配置状況は、管内４市町村のうち、１市には複数配置（３名）、２町には管理栄養士が１名ずつ配置されていたが、１村には栄養士が未配置であった。

また市町村の多くは、保健衛生部門と防災を所管する総務部門が別になっており、また設置されている場所も、総務部門が市役所（町役場）に対して、保健衛生部門は保健センターに設置されるなど、自治体の中でも設置場所が異なり物理的にも距離があることから、日頃から連携をとって事業に取り組むことが少ない状況であった。

●関係団体の状況

勝英栄養改善協議会は、地域で食生活改善のボランティア活動を展開している団体

ということもあり、阪神・淡路大震災で炊き出しなどを経験し、災害時における食生活の支援の必要性を認識しており、本事業への協力を得ることができた。

岡山県栄養士会勝英支部では、平成２０年から災害時の食生活支援についての取り組みを展開しており、本事業への協力が得られることとなった。

平成 19 年度までの状況と今後の方向性で感じたこと・課題

・既に、管内市町村には防災計画が策定されていたものの、策定後に見直しなどを行っている市町村は少ない。
・また、保健福祉部門に勤務する職員の中には、自分のまちの防災計画を知らない者もいた。
・防災計画に記載されている保健福祉部門の役割は、安否確認や炊き出し、消毒等であった。
・日頃の業務の中で、保健福祉部門が防災担当部門と連携することは少ない。（保健所、市町村とも同じ状況である）

（７）体制整備のための流れ（事業取組経過）

Stage１　内部の理解

第１取組	上司・所長等に趣旨説明、承諾を得る
第２取組	所内の方針決定！
第３取組	関係部署と調整と具体的計画の策定

Stage２　現状の把握

第４取組	市町村の組織・体制・意識等の把握
第５取組	関係団体等の組織・体制・意識等の把握

Stage３　リスクの共有

第６取組	市町村への事業説明・協力依頼
第７取組	関係機関・団体等への事業説明・協力依頼
第８取組	県内保健所への啓発

Stage４　リスクの洗い出しと調整

第９取組	災害時シミュレーションによる啓発
第10取組	災害時を想定したフェイズ毎の対応の検討

Stage５　情報交換・連携の構築

第11取組	防災部局との具体的連携
第12取組	役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築
第13取組	地域住民等に向けた啓発活動の企画等

Stage６　運用体制の確立と管理

第14取組	予算化へのアプローチ
第15取組	ワーキンググループによる総合調整
第16取組	意見聴取と施策に反映する体制づくり

（８）２年間の取組の詳細経過

平成20年度

第１取組　上司・所長等に趣旨説明、承諾を得る	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5 月	事業を行うかどうか
担当者の思い	
・所長以下関係者の理解を得て、保健所全体で取り組むことが必要 ・防災担当課ではない保健衛生課でどこまでできるか不安	
検討内容	
検討メンバー：保健所長、保健衛生課長、班長、担当 選択結果： ・災害時の栄養・食生活支援について、勝英地域での体制整備が十分でないため、取り組むべき事業であると判断した。	

第２取組　所内の方針決定	Stage２：内部の理解
平成 20 年 5 月	保健所事業として取り組む体制づくり-①
担当者の思い	
・所内・所外が一体となって事業に取り組みたい ・防災に関する事務分掌は保健所に無いため、余計な仕事と扱われないか懸念	
検討内容	
・保健課・衛生課・企画調整情報班で取り組む方向で、意識統一を図ることとする。 ・市町村の防災担当課への指導は美作県民局が直接行っていることから、勝英支局に了解を得た後、美作県民局への協力を依頼することとする。	

第３取組　関係部署との調整及び具体的計画の作成	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5 月	保健所事業として取り組む体制づくり-②
担当者の思い	
・栄養士以外の職員にも理解と協力を得て、保健所全体で取り組むことが必要 ・実施期間を単年とし、進捗状況によりスケジュールを見直す必要がある	
検討内容	※資料 No. 3 参照（平成２１年度は資料 No. 4 参照）
・事業の重要性を所内の関係者全員が認識した後、事業としての位置づけを明確にするため、「災害時栄養・食生活支援体制整備事業実施要領」を定めて実施することとする。 ・実施期間を１年とし、進捗状況によって計画を見直すこととする。	

第４取組　市町村の組織・体制・意識等の把握	Stage2　現状の把握
平成 20 年 5～7 月	市町村の意識を高めるアプローチ
把握の状況	
・災害が少なく、市町職員を含む住民の災害に対する意識が低い ・市町村での保健衛生部門と防災部局の連携はほとんどない	
結　果	※資料 No. 5 参照
・栄養担当者が事業に取り組めるよう、保健衛生課長会議で事業説明を行った。 ・防災部局との連携が取れるよう、市町村において防災部局へ協力の依頼をした。 ・栄養担当者への事業説明と協力の依頼をした。 ・市町の体制整備状況をチェックシート（新潟県）により自己チェックすることにより、市町村栄養担当者の意識を啓発した。	

第５取組　関係団体等の組織・体制・意識等の把握	Stage2 現状の把握
平成 20 年 5～7 月	災害時に協力を得ることが必要な関係団体の現状等の把握
把握の状況	
・食生活に関する団体は「岡山県栄養士会勝英支部」及び「勝英栄養改善協議会」	
結　果	
・岡山県栄養士会勝英支部では、平成２０年から災害時の食生活支援についての取り組みを展開した。 ・勝英栄養改善協議会は、阪神・淡路大震災で炊き出しなどを経験し、災害時における食生活の支援の必要性を認識した。	

第６取組　市町村への事業説明・協力依頼	Stage3 ﾘｽｸの共有
平成 20 年 5～7 月	課長、管理栄養士、防災部局等　→　それぞれにアプローチ
課長・防災部局等	
・市町村栄養担当者が取り組むには、担当課長の理解が不可欠である。 ・「市町村保健・衛生課長会議」において事業説明及び協力の依頼をした。 ・市町村保健担当課長から、各防災担当課へ協力するよう依頼した。 ・市町村個別訪問により、保健担当課長及び防災部局課長へ直接依頼し、積極的な協力を得た。	
管理栄養士等	
・各市町村で中心となるべき栄養担当者が、事業主旨に賛同し主体的に取り組むことが重要である。 ・定例開催の「市町村健康増進・栄養改善業務推進会議」を活用し、事業説明と協力の依頼をした。 ・各市町村に防災計画はあるが栄養・食生活支援についての具体的マニュアルがないことから事業に理解を示し協力的であった。	

第７取組　関係機関・団体等への事業説明・協力依頼	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 7 月	防災部局・自衛隊・関係団体へのアプローチ
県防災部局	
・勝英支所を含む地域の防災担当である、美作県民局勝英支局防災担当者への事業説明と協力依頼した。 ・市町村防災を統括する美作県民局の防災担当者への事業説明・協力依頼した。	
自衛隊	
・自衛隊の支援は災害発生時において不可欠であり、平時の連携が必要である。 ・自衛隊へ出向き、事業の必要性を説明・協力依頼した。	
関係団体	
・「岡山県栄養士会勝英支部」「勝英栄養改善協議会」への事業説明・協力依頼した。	

第８取組　県内保健所への啓発	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 21 年 2 月	保健所保健課地域保健班長会議の活用
目　的	
・勝英支所だけの取り組みでなく、すべての保健所で取り組むべき課題であることを伝える	
内　容	
・県内全保健所の保健課長及び地域保健班長が集まる会議を活用し、勝英での取組状況を報告し、事業の必要性に対する理解を促した。	

第９取組　災害時シミュレーションによる啓発	Stage４ ﾘｽｸ調整
平成 20 年 9 月	第１回連絡会議の開催
目　的	
・関係者が具体的な災害時のイメージを持って、体制整備について効果的な検討を行う	
内　容	※資料 No. 6～資料 No. 8 参照
・被災体験を聞いたうえで、災害時を想定したシミュレーションを行い、必要な対応とそのための対策を検討した。 ※研究班が開催する「保健所管理栄養士の災害時の栄養・食生活支援ガイドライン」活用スタディ研修会の手法を導入した。 ・事業主旨を共有して取り組むため、市町及び県の防災部局に参加してもらい、一緒に検討した。 →美作県民局地域防災官の参加希望によりアドバイザーとして参加した。 防災部局内での栄養・食生活支援への理解促進につながった。 ・作業シートを準備し、会議後に各市町で検討することを促した。	

結　果
・ある程度災害時のイメージはつかめたが、具体的な対策を抽出するには至らず、会議後の各市町での検討までにはつながらなかった。

第10取組　災害時を想定したフェイズ毎の対応の検討	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成20年9～11月	第２回連絡会議の開催
目　的	
・関係者がより具体的な災害時のイメージを持って、体制整備について効果的な検討を行う。	
内　容	※資料No.9～資料No.10参照
・現状認識のため、再度市町村のチェックシート（新潟県）を実施 ・具体的イメージが持てるよう、フェイズ毎で「いつ」「誰が」「何を」すべきかを検討した。	
結　果	
・具体的な課題・対策を抽出した。 ・結果を市町村健康増進栄養改善業務推進会議において「災害時の栄養・食支援活動の課題・対策」としてまとめ、市町村における動きを引き出すことをねらいとして市町村へ提示した。	

第11取組　防災部局との具体的連携	Stage5 連携構築
平成21年2月	防災フォーラムにおける意見交換
目　的	
・災害時の栄養・食生活支援について、関係者間の意見交換を行うとともに、県民への啓発を行う。	
内　容	
・防災部局が所管する防災フォーラムに参加することで、関係者との意見交換の場を得た。	
結　果	
・次年度の事業展開に大きな力となった。	

平成20年度の取組のまとめ・平成21年度に向けた展望

・これまで災害が少ない地域であったこともあり、各市町村では災害時での食に関する対策が十分ではなかった。
・この取組が、市町村にとって意識改革（災害時の食生活支援の必要性）を認識してもらえるきっかけとなり、さらに、地域住民にも意識を持ってもらえるような働きかけを行う必要がある。

平成21年度

第12取組　役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築①	Stage5 連携構築
平成21年5月	食生活支援ネットワーク会議の設置
目　的	
・本事業２年目を中心的に動かす組織であり、市町村防災担当者及び栄養業務担当者、陸上自衛隊、勝英栄養改善協議会（食生活改善推進員）、岡山県栄養士会勝英支部等により構成される。	
内　容	※資料No.2参照
・本年度の方針等を検討するとともに、地域で活用できるマニュアルを作成するために必要なことを検討し、誰が、どのように作成すれば良いのか方針を決める。	
結　果	
・本事業を進める上での意識統一を図ることができる ・マニュアルについては、保健所と市町村栄養業務担当者が中心となり素案を作成し、関係者等との意見を得ながら内容を充実させる。 ・結果的には、２年目は素案の柱のみを提示し、翌年度から本格的な作成に入ることとした。	

第12取組　役割を明確にした関係者間の具体的連携の構築②	Stage5 連携構築
平成21年5月	「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」ワーキンググループの設置
目　的	
・協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」の企画立案等を行う組織であり、美作保健所（勝英支所含む）及び勝英地域事務所勝英地域総務課等の職員で構成する。	
内　容	※資料No.2参照
・今年度、県知事へ提案する協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について、具体的な内容を検討する。	
結　果	
・美作保健所企画調整情報課や衛生課、美作保健所勝英支所難病担当者、勝英地域事務所勝英地域総務課の職員で構成することから、幅広い視点で内容を検討することができた。	

第１３取組　地域住民等に向けた啓発活動の企画等	Stage5 連携構築
平成 21 年 9 月～　平成 22 年 3 月	行政のみでなく県民活動としての体制整備

目　的

・防災部局と連携し、防災の日に行う住民への普及活動に参加し、食料の備蓄の必要性を伝える

内　容　※資料 No. 15 参照

・市内で行う防災の日のキャンペーンで、食料備蓄に関するチラシを作成し、地域住民へ配布する。
・美作県民局防災担当部局及び市町村防災担当部局と連携し、独自に作成したリーフレット「災害時の“食”の備え」を防災フォーラム等に参加する住民へ配布する。
・リーフレット「災害時の“食”の備え」を作成したことを住民へ周知するため、マスコミ等を活用する。
・さらに、勝英地域事務所ホームページに掲載することで県内外への情報発信を図る。

結　果

・美作県民局防災部局及び市町村が開催した防災フォーラム等でリーフレット「災害時の“食”の備え」を参加者（約 1,000 名）に配布した。
・また、会場には備蓄食品を展示するなどして、平常時からの食の備えの必要性を伝えた。

第１４取組　予算化へのアプローチ	Stage6 運用体制
平成 21 年 5 月	事業展開の見直しと、継続のための予算化

目　的

・本事業を継続させるために必要な予算を確保するため、年度初めであっても確保できる予算項目を洗い出し、保健所等の関係者で検討する

内　容　※資料 No. 2 参照

・年度初めに予算を確保できる可能性がある事業は、次の３事業であった
　1　地域課題：本庁保健福祉部担当課が予算を持っており、県内保健所ごとに地域課題を解決するための事業に予算化される。
　2　事業調整費：美作県民局が地域課題を解決するために行う事業に対して予算化される。
　3　協働事業：美作県民局から県知事へ提案できる事業である。この事業は行政が主導で行うものではなく、協働の視点を盛り込んだ事業でなければならない。提案後、全県で展開する必要が認められた場合には県庁で予算化されるが、全県での展開が認められない場合には、美作県民局の事業調整費で対応することとなる。但し、協働事業を実施するためには、本格実施の前年度からワーキンググループを設置して企画立案し、それらの内容について、協働相手と想定される一般住民等からの意見を聴取し、事業の充実化を図る必要がある。

結　果
・事業調整費を確保することで、リーフレット「災害時の“食”の備え」を作成することができたほか、美作県民局防災担当部局が実施する防災フォーラムにおいて、食生活支援に関する必要な経費（講師、備蓄食品の展示、配布等）を支出することができた。 ・さらに、次年度作成する「勝英版災害時食生活支援マニュアル」の骨子を作成することで、事業の継続性を確保した。 ・また、協働事業を提案することで、次年度以降の予算を確保することができた。 ・結果的に協働事業を提案することで、県知事にも本事業の重要性を認識してもらうことができ、県庁防災担当課及び保健福祉担当課との連携も図ることができた。

第１５取組　ワーキンググループによる総合調整	Stage６ 運用体制
平成 21 年 6 月	
目　的	
・協働事業の企画運営等を中心的に行うワーキンググループを設置し、併せて、３事業（災害時栄養・食生活支援体制整備事業、事業調整費、協働事業）の調整を行う。	
内　容	※資料 No. 1～資料 No. 2 参照
・次年度から取り組む協働事業の内容や関係組織や関係団体等の選出等を行うとともに、３事業の進行管理や総合調整等を行う。	
結　果	
・ワーキンググループのメンバーは、美作保健所（勝英支所）が中心となったが、勝英地域総務課防災担当者にも加わってもらうことで、勝英地域事務所が実施する「防災の日」キャンペーンにも加わることができた。	

第 16 取組　意見聴取と施策に反映する体制づくり	Stage６ 運用体制
平成 22 年 2 月	災害弱者等を含めた幅広い意見聴取と体制への反映
目　的	
・次年度から本格的に実施する協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について、ワーキンググループが提案する事業内容に対して、協働相手となる関係者等から意見聴取を行う	
内　容	
・これまで、ワーキンググループが検討してきた協働事業「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」について説明し、参加した関係者から、より効果的に事業を展開するための意見聴取を行った。	

結　果

・美作市では、台風９号による豪雨災害があり、被災者等から経験を踏まえた意見を聞くことができた
・住民は行政だけに頼っても無理であることを認識しており、地域のつながりを重視するとともに、行政にはコーディネーター役になるよう求めた。

平成 21 年度の取組のまとめ・今後に向けた展望

・当初、予算が無い中で始めた事業であったが、様々な連携により次年度以降も継続できる予算を確保することができた。
・さらに、当初は行政が主導で取り組んできたが、住民は災害時での食生活支援を全て行政に委ねることは無理であることを認識していた。
・このことを認識した上で、行政でできることをしっかり検討するとともに、それらを踏まえ、「自助・共助・公助」の観点から必要なものを考えなければならない。

事例２　保健所と特定給食施設との連携の場合

災害時栄養・食生活支援における施設間給食支援ネットワークの構築に向けて
～　山形県村山保健所の取組　～

（平成 20 年度から平成 21 年度までの経過）

（１）はじめに

特定給食施設等においては、災害時においても入所者に対しては“安全・安心な給食”を提供する責務があるが、山形県では自然災害が少なく、平常時からの体制整備が課題であったことから、庁内関係部署と連携を図りながら特定給食施設等における栄養食生活支援体制の整備（自助）及び施設間支援ネットワークを構築（共助・公助）するための取組を行った。

（２）この取組で目指したこと及び成果

- 特定給食施設等内における災害時体制の整備（自助）
- 災害時においても病態管理された食事を提供することを目指した施設間支援ネットワークの構築（共助・公助）

- ◆ 特別養護老人ホーム施設間相互支援協定が締結された。
- ◆ 被災経験が無い地域においても、施設内の災害体制の充実の必要性が認識され、マニュアル策定が進んだ。
- ◆ 給食提供における施設間支援に向けた具体的な検討が行えるまでの合意を施設長も含めた形で得ることができた。

【 災害時施設間給食提供支援ネットワークのイメージ図 】

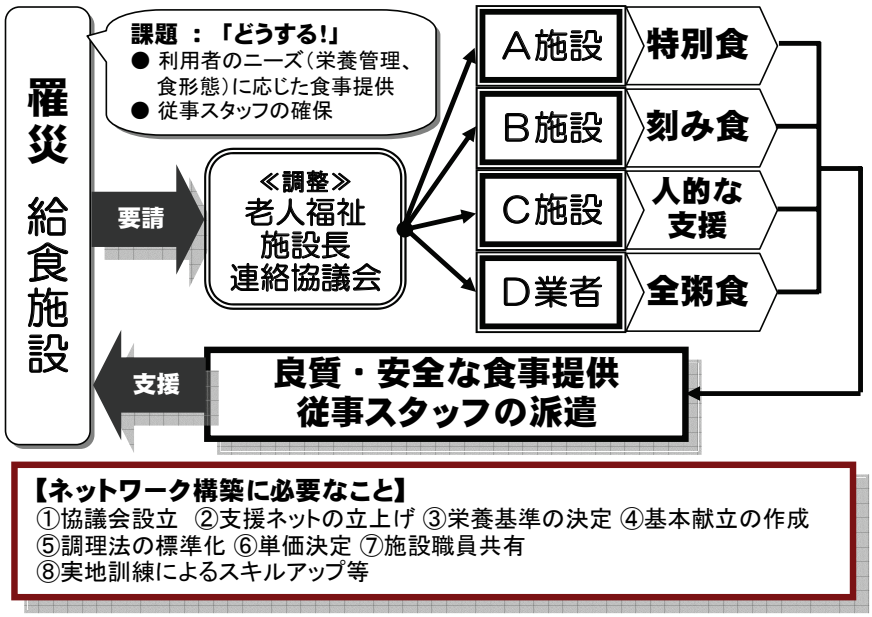

（3）村山保健所モデルのポイント

● **老人福祉施設をターゲット施設とした**

全ての給食施設を対象とするのではなく、まずは、要援護者が多く入所し、対応の個別性が高く、災害時においては地域の高齢者の受け入れの必要性もあることから、施設の自助力が最も求められると思われる老人福祉施設からネットワーク化を試みた。

● **給食部門を始め介護部門も含めた施設機能全体の支援体制**

庁内の福祉部門（福祉企画課）と連携することにより、総合支庁全体事業として位置付け、施設機能全体の支援体制構築に向けた支援を行うことができた。

● **山形県老人福祉施設協議会特養部会に働きかけた**

山形県老人福祉施設協議会特養部会村山地区会が中心となり、「村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定」を締結し、施設全体の相互支援体制が構築された。この動きと合わせて食支援ネットワークの構築を進めている。

● **具体的イメージを重視した丁寧な研修会**

施設間の支援ネットワークを構築するためには、個々の施設自体の災害体制を充実させる必要がある。

被災経験が無い地域においても対策が進むよう、施設担当者が対策の具体的イメージが持てる研修会を企画した。

（4）取組に関わった部署及び組織の概要と役割

● **山形県村山保健所地域保健予防課　健康増進担当**

当事業の主担当課　健康づくり、栄養改善、歯科保健を担当。管理栄養士４名、保健師１名、歯科医師（兼務）１名で構成

● **山形県村山総合支庁保健福祉環境部　福祉企画課**

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導、指導監査業務、介護保険関連等の業務を行っており、保健所とは日ごろから関係施設の特定給食施設指導業務で連携している。

● **山形県老人福祉施設協議会特養部会村山地区会**

任意の団体ではあるが、全国組織もある。施設間の情報交換や職種ごとの研修会を開催している。特養部会のほか、経費、養護部会などがある。

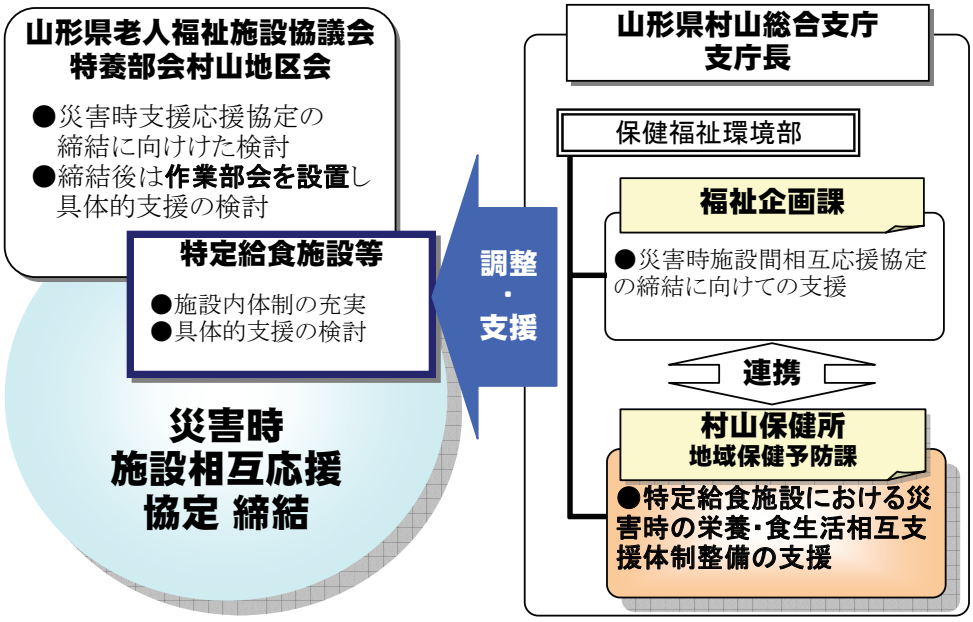

（5）村山保健所管内の地域特性

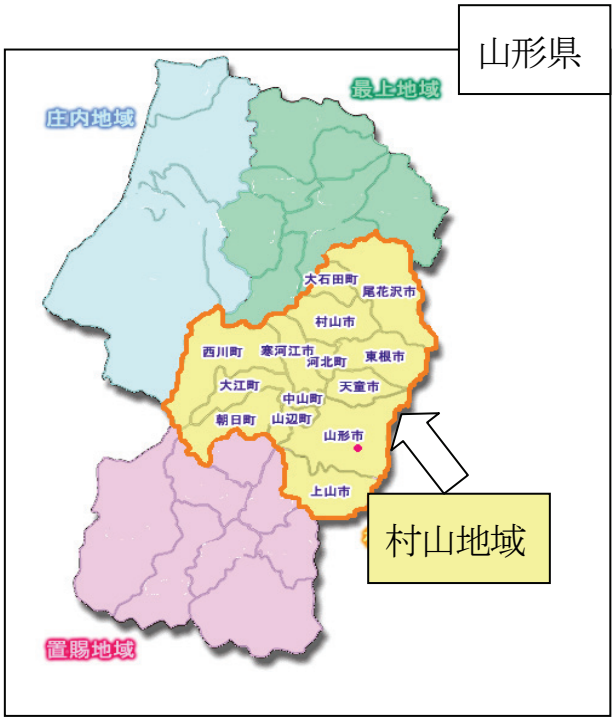

● **管内市町村数**

14 市町　（県全体：35 市町村）

● **管内人口**

約 575 千人

（県全体：約 1,208 千人）

● **給食施設数**

特定給食施設 178 施設

（県全体：４５９施設）

準特定給食施設 130 施設

（県全体：４００施設）

◎ 県全体の 1/3 施設を所管している。

＊　管内に陸上自衛隊の駐屯地がある。

（6）事業に取り組む前の管内の状況

● **健康増進法に基づく給食施設指導**

老人福祉施設等については、２～３年かけて、給食施設の巡回指導を行い、防災意識の向上、マニュアルの策定及び備蓄の整備に関する指導・助言を行っていた。

しかし、自衛隊が来てくれる、委託会社が対応してくれる、予算がないなど、防災に対する意識は薄かった。担当においても法的根拠を示しての指導ではなかった。

● **管内給食施設の非常時体制の状況調査の実施（平成 19 年 11 月）**

災害時、感染症発生時及び食中毒時の「給食提供」に係るマニュアルの策定状況を確認するために「給食施設栄養管理状況報告書」の提出に併せ実施した。

＜マニュアル策定状況＞

項　目	介護老人保健施設	老人福祉施設
災害時	８６．７％	５７．１％
感染症	１００　％	８３．７％
食中毒	９３．３％	８３．７％

● **給食施設の管理栄養士を対象とした研修会の開催（平成 20 年２月）**

災害時体制整備の意識向上を図るため、「特定給食施設等における食にかかる危機管理対策」をテーマに給食施設の管理栄養士を対象として研修会を実施した。

＜内容＞

講演「自然災害時における給食施設の対応について
～新潟県中越地震・中越沖地震での体験から～」

講師：新潟県上越地域振興局健康福祉部 課長代理　杉田 弘子　氏

平成 19 年度までの状況と今後の方向性で感じたこと・課題

災害発生時、給食施設には自衛隊の支援はなく、自力で３日間程度をしのぐ必要があることを理解してほしい。給食部門を委託している施設においても、委託契約上支援体制があるか確認の必要があることを知ってほしい。

（7）体制整備のための流れ（事業取組経過）

Stage１　内部の理解

第１取組　所内“初”打合せ
第３取組　所内の方針決定！
第４取組　関係部署と調整＆支庁長からの指示

Stage２　現状の把握

第２取組　関係機関と庁内関係部署へアプローチ
第８取組　給食施設に対する“第２弾”調査実施

Stage３　リスクの共有

第５取組　具体的計画の策定
第６取組　老人福祉施設協議会との調整
第９取組　自助力を強化するための方策を考える・・・①
第10取組　関係部署との調整
第12取組　施設長会議へのアプローチ・・・①

Stage４　リスクの洗い出しと調整

第７取組　平成２０年度 第１回研修会の開催
第11取組　平成２０年度 第２回研修会の開催
第13取組　自助力を強化するための方策を考える・・・②
第14取組　施設長会議へのアプローチ・・・②
第15取組　支援協定の締結
第16取組　平成２１年度 第１回研修会の開催
第18取組　平成２１年度 第２回研修会の開催

Stage５　情報交換・連携の構築

第17取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・·①
第20取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・·②

Stage６　運用体制の確立と管理

第19取組　給食施設に対する“第３弾”調査実施

（8）２年間の取組の詳細経過

平成20年度

第１取組　所内“初”打合せ	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 5～7 月	担当案の作成と所内の打合せ

担当案

・３食提供施設への支援を最優先と考える。
・病院、老人福祉施設、老人保健施設の３種類の施設を対象としたネットワークの構築を計画する。

所内検討

検討メンバー：保健所長、地域保健予防課長、課長補佐、担当

上司の指示：

・ ３食提供施設を優先的に実施する。
・ 体制構築後の継続性を考えると、施設の主体性が重要である。行政主導ではなく、関係施設の主体性を引き出す支援をすること。
・ 病院では食事の種類も多く病態との関係もあり、食の相互支援を考えるには難しいのではないか。

第２取組　関係機関と庁内関係部署へアプローチ	Stage２：現状の把握
平成 20 年 7 月	山形県老人福祉施設協議会と福祉企画課の現状把握

関係機関

山形県老人福祉施設協議会の状況

【村山地区代表との話し合い】

・山形県内の庄内地域と置賜地域の老人福祉施設協議会では、既に施設間の災害支援協定が締結されていた。（置賜地域の締結式に出席）
・村山地域においては、まだ締結されていないが、協定の必要性は感じており、設立を希望している。全ての施設から同意が得られるよう調整が必要。
・給食支援の部分も栄養士と連携し、勉強会の開催を希望していた。

関係部署

山形県村山総合支庁保健福祉環境部福祉企画課、県内保健所

・山形県内の庄内地域と置賜地域の老人福祉施設協議会では、既に施設間の災害支援協定が締結されており、リストも整っていた。
・ただし、栄養士の関わりや給食支援の視点は含まれていなかった。
・村山総合支庁長からは、災害時の応援協定について検討するよう福祉企画課に対して指示が出ていた。

＊担当者こぼれ話

⇒ 山形県老人福祉施設協議会に対して情報収集をした経緯

＊年度当初から、体制構築のプロセスを考えていたところ、仕事帰りの車中のラジオから、置賜地域の災害支援協定締結のニュースをキャッチすることができた！これが関係機関や部署へのアプローチへとつながった。

第３取組　所内の方針決定！	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 7 月	現状を踏まえ所内で取組の方針を決定
所内検討	

検討メンバー：保健所長、地域保健予防課長、課長補佐、担当

方針内容

・老人福祉施設協議会として、災害時応援協定が締結され、その中で給食施設が盛り込まれることが望ましい。

・管内の給食施設数が多いことから、先行事例として、老人福祉施設にターゲットを絞って進めていく。

第４取組　関係部署と調整＆支庁長からの指示	Stage１ 内部の理解
平成 20 年 7 月	福祉企画課と連携の合意
関係部署	

・福祉企画課に所内の検討経過及び方針を報告し、支庁長から指示が出ている、施設間の災害支援協定の締結に、給食提供の視点も含め、両課連携して支援できるよう依頼し、合意を得る。

→ その後、９月に老人福祉施設連絡協議会施設長会議に福祉企画課が出席し、県の支援を求められた。それを受けて、平成２１年度予算に支援事業費を要求する準備を始めた。

第５取組　具体的計画の作成	Stage３ リスクの共有
平成 20 年 8 月	ネットワーク化に向けた実施要領を作成（いよいよ始動！）
実施起案	＊資料 No.１参照　平成２０年度実施要領

事 業 名：「平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領」

対象施設：老人福祉施設、介護老人福祉施設　５６施設

地　　域：管内全て（旧３地区）

事業内容：３本柱で計画

① 災害時における栄養・食生活支援体制の整備

・実態調査、被災施設の入所者の受入、施設間相互支援ネットワークへの参画などについての希望調査

・調査結果に基づく体制整備に向けた指導、支援

② 施設間給食支援ネットワークの構築

・ワーキンググループの開催（３回程度）

＊後ほど計画変更され、研修会を丁寧に行うこととなった。

・具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討

③ 研修会の開催

・自助力の向上とネットワーク構築に関する研修

第６取組　老人福祉施設協議会との調整	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 9 月	老人福祉施設協議会施設長会議開催
結　果	

福祉企画課が出席（結果について報告を得る）

・施設間の災害時支援協定の締結に向けて、会からも県の支援を求められた。
・これを受け、福祉企画課では支援事業費を平成２１年度予算要求する準備を始めた。
・平成２１年度の締結を目指し、支援することとした。

第７取組　平成 20 年度 第１回研修会の開催	Stage４　リスクの洗い出し
平成 20 年 9 月	管理栄養士、栄養士を対象とした研修会を開催
目　的	

・　施設内の備え及び体制構築の必要性の共有
・　施設栄養士の災害時の役割を認識する

内　容	＊　資料 No. 2 参照　研修計画 ＊　資料 No. 3 参照　研修会次第

「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」

①　事業説明

「災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業」を踏まえ、施設内体制の整備及び施設間支援の必要性について説明を行った。

②　法的根拠と過去の被災地報告から

岩手・宮城内陸地震の体験から、災害時対応に係る法的枠組み、被災の実情について説明、報告した。

③　グループ・ワーク

今後、施設内で体制を整備する際に必要なこと及び課題をグループで検討した。

結　果

・災害時における特定給食施設の栄養士の役割の重要性を共有できた。
・グループワークでの課題整理に、掘り下げシート（資料№.4参照）を使用したことにより、平常時の具体的対策が検討でき、各施設における災害時の食支援体制の整備と今後の施設間ネットワーク構築に向けた基盤づくりができた。
・研修会参加者の達成度を把握する ため、アンケートを実施した。
〇自分の意見を十分に話すことができた。〇施設における災害時の管理栄養士の役割がわかった。〇平常時に準備しておくことがわかった。
・ネットワーク構築に向けた詳細検討を行うためのワーキンググループのメンバーを募集したが、初回研修ではメンバーが集まらず、研修会として進めることとなった。

第８取組　給食施設に対する“第２弾”調査実施	Stage２ 現状の把握
平成 20 年 10 月	研修会を踏まえ、再度、施設における状況調査を実施
目　的	
・研修会後の各施設における進捗状況を把握する。 ・第２回研修会の企画の基礎資料とする。	
内　容	＊資料 No. 5 参照　災害時の給食提供に関する実態調査票
・災害時の給食提供に関する実態調査 １災害時対応マニュアルの整備状況（マニュアルの策定状況、項目・内容） ２備蓄等災害時食料の整備及び運用（備蓄の場所、備蓄の内容、献立の有無、利用計画の有無） ３外部との連携体制の明確化（災害対策本部の把握、ライフライン遮断時の連絡先、食材・人員等の支援要求先）	
結　果	＊資料 No. 6 参照　実態調査結果
・マニュアル策定率が前年度調査結果と比べ、６４％から２１％へと約 1/3 に減少した。 （内訳）老人福祉施設　５７．１％　から　２８．２％ 介護老人保健施設　８６．７％　から　７．９％ （考えられる理由） ＊研修会に参加したことにより、既存のマニュアルが災害時の給食提供という視点のものではなかったことに気づいたため。	

第９取組　自助力を強化するための方策を考える・・①	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 10 月	取組を踏まえ課題整理及び今後の方策検討
方策内容	
・第１回目の研修会以降、８割の施設で、マニュアルや備蓄に関する検討を始めていることから、まずは、全施設にマニュアルを整備することを目指し、支援を行う。 ・施設の管理栄養士の理解はもちろんのこと、施設長にマニュアル策定の必要性を認識してもらう必要があるため、施設長会議などの一堂に会する場においてプレゼンできるよう関係部署と調整する。	

第１０取組　関係部署との調整	Stage３ ﾘｽｸの共有
平成 20 年 12 月	事業を予算化し、位置づけを明確にした
福祉企画課	
・「災害時における高齢者等救援ネットワーク事業」を平成２１年度から予算化した（福祉企画課が計上）。	

・その中に、災害時食支援ネットワークを位置付けた。
・平成２１年度以降は、村山総合支庁プロジェクト事業の一つして、福祉企画課と保健所が連携を取りながら進めていくこととなった。

第１１取組　平成２０年度 第２回研修会の開催	Stage４ リスクの洗い出しと調整
平成 20 年 12 月	マニュアル策定の促進を目指した研修会
目　的	
・施設内体制の充実 ・第１回研修会での課題とその解決方法を自施設でのマニュアル策定に生かすために必要なことの確認。 ・実態調査結果の共有	
内　容	＊　資料 No. 7 参照　研修会次第 ＊　資料 No. 8 参照　調査結果
対象：管理栄養士・栄養士 ①　報告：１０月に実施した第２弾調査結果の報告 ②　グループワーク テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割 ～　災害時の給食提供マニュアルの作成・整備に向けて　～」 ・第１回研修会のグループワークの続き ・マニュアルに盛り込むべき項目のより具体的な内容を検討	
結　果	
今後の課題 ・特別な配慮が必要な利用者が増えており、そのための備蓄食品の検討が必要である。（胃瘻、経管栄養の容器、取扱の衛生管理など） ・より具体的なイメージができるよう、実際に被災経験がある施設の話が聞きたいとの要望があった。	

第１２取組　施設長会議へのアプローチ	Stage３ リスクの共有
平成 21 年 3 月	老人福祉施設協議会施設長会議に福祉企画課と出席
内　容	
議題：村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定について ・協定内容の検討 ・平成２１年度に支庁が実施する「災害時における高齢者等救援ネットワーク事業」について説明 ・保健所から、上記事業に併せて、災害時食支援ネットワークを推進していくこと及び２回の研修会の取組報告	
結　果	
・早急な協定締結について合意がなされた。（想定より早く締結できそうである。）	

・これまでの取組を全施設の長に報告することができた。また、施設内の体制整備としてマニュアル策定の必要性を直に訴えることができた。
・しかし、食支援ネットワークについては、理解が難しい施設長もいた。
→ ＊食事提供を委託しており、受託業者に責任を持たせている場合
＊法人内で対応できそうな場合。

平成２０年度の取組みのまとめ・平成２１年度に向けた展望

・ ２回の研修会を通し、施設栄養士は災害時に入所者に対する食事提供のため、平常時から体制整備が必要であることを認識できたが、マニュアル策定までにはいたっていない。
・ 施設内で施設長、他職種とのコンセンサスをいかに取るかが課題である。
・ より具体的なイメージができるよう、実際に被災経験のある施設の栄養士から話が聞きたいとの要望もあり、マニュアル策定１００%を目指し、被災経験のある施設栄養士による研修会の開催や必要な情報の提供を行っていく。
・ 施設間相互支援ネットワークについては、村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定の締結を待ち、その中で「食支援のネットワーク」が構築できるよう関係機関と連携をとりながら進めていく。

平成21年度

第 13 取組　自助力を強化するための方策を考える…②	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成 21 年 4 月	今年度の活動計画を考える。
方策内容	

・災害時対策の具体的なイメージができない栄養士もいることから、被災経験者から対応の実際が聞ける研修会を開催すると共に、マニュアルの具体的な例を示す必要がある。
・施設間ネットワークの構築の第一歩として、まずは、各施設が提供している栄養素等基準値、食形態及び食数の把握を行う。

第 14 取組　施設長会議へのアプローチ…②	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成 21 年 6 月	協定締結に向けた最終調整のための役員会
内　容	

福祉企画課が出席（報告を受ける）
・応援協定の締結に向け、老人福祉施設協議会に入会していない、非会員の施設も含めて、全施設、地域全体で協定締結ができるよう提案した。
→ その結果、協議会の役員が、非会員施設に対して説明と勧誘を行うことへと繋がった。
・実働的な協定になるよう協定書案を確認

第15取組　支援協定の締結	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成21年8月	いよいよ協定締結！
協定締結式	＊資料No. 8-1　締結式次第、資料No. 8-2　協定書

・締結式は村山総合支庁の講堂にて行われた。
・村山地区の特別養護老人ホーム全施設の施設長が出席し、締結された。
・今後は、食支援の部分も含めた作業部会を設置し、詳細を詰めていくこととなった。保健所にも参画が求められた。
・食支援ネットワークについても進めていくことができる。

第16取組　H21年度第1回研修会の開催	Stage4 ﾘｽｸ調整
平成21年8月	マニュアル策定の促進を目指した研修会
目　的	＊　資料No.　9参照　２１年度実施要領 ＊　資料No. 10参照　食事の種類と食数調査票

・被災経験のある施設栄養士の講演から施設栄養士としての対応をイメージする。
・具体的な様式とともにマニュアル例を示すことより、自施設のマニュアル策定に向け支援を強める。
・ネットワーク化に向けた事前準備として栄養基準の決定、基本献立の作成のため、施設の食事の状況を把握する。
　→　研修会開催通知にあわせ調査実施

内　容	＊資料No. 11参照　研修会次第

対象：管理栄養士
① 講演Ⅰ「災害時における給食施設の対応」
　＊被災経験のある給食施設の管理栄養士の講演
② 講演Ⅱ「給食施設に求められる対策（自助、共助、公助）
　～新潟県災害時栄養・食生活支援活動ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ実践編から～」
③ 報告「災害時の給食提供マニュアルの策定状況及び食種と食数調査」
④ グループワーク「災害時の給食提供に関するマニュアルの策定に向けて」
　「マニュアル例」（資料No. 12参照）の提示と検討

結　果

・施設から投げ掛けられる課題が具体化してきた。マニュアル策定が進みそうではあるが、短期間での解決が難しい課題も多い。施設内での検討の場をいかに設けるか。
・備蓄の予算化と収納保管場所の問題。
・新型インフルエンザとの関係から備蓄量の検討。
・栄養基準決定や基本献立作成に向けた調査から、きざみ食の程度、とろみ食やソフト食など形態と食事名の統一や濃厚流動食の種類が多いことが課題である。

第17取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・①	Stage5 連携構築
平成21年9月	作業部会への支援

目　的

ネットワークの具体化のための検討

内　容

出席者：幹事施設の長（4施設）、福祉企画課、担当

【議題】

・支援内容の調査、応援手続き、年間計画の策定

・研修会の開催計画

→ 被災経験がある施設長や防災担当者を講師とした研修を年度内に実施する。施設内での共有を計るため、研修会の午前中に施設長の補佐的担当者、防災担当者を対象に会議を開催し、応援協定内容、運用についての理解を深める必要がある。

結　果

第2回研修会の開催に向けて

・栄養士を対象にした第2回研修会も同日午前の開催にして、午後は施設長とともに防災研修に参加できるように計画する。

第18取組　平成21年度第2回研修会の開催	Stage4　リスクの洗い出しと調整
平成22年2月	支援ネットワークのイメージを具体的にする

目　的

・ 実際、地震が起きた時を想定し、給食提供に向けシミュレーションする。

・ 施設間支援ネットワークが運用されている実際を知り、イメージを持つ。

・ 午後に開催の施設防災研修会と同日開催にすることで、施設内で情報の共有を図れるようにする。

内　容

＊資料No. 13 参照　研修会次第

＊資料No. 14 参照　シミュレーション「災害時の設定」

対象：管理栄養士

① グループワーク（シミュレーション）

地震発生時を想定し、災害時の給食提供に関するマニュアルに基づき、給食を提供するまでの流れをシミュレーションした。

② 講話

「災害時施設間給食支援ネットワークの実施について」

・既に施設間支援ネットワークを構築し、運用している兵庫県の実際

結　果

・シミュレーションにより、発生直後の給食をいかにして提供するかのイメージが具体的に掴めたようで、参加者の満足度は高かった。

・ネットワークの構築についても、先行事例を聞くことにより、理解が進み、今後の検討に前向きになった様子がうかがえた。

・だた、施設個々で見ると対策が進まない施設もあるため、その要因を明らかにし巡回指導等の機会に個別の支援が必要である。

第１９取組　給食施設に対する“第３弾”調査実施	Stage６　運用体制の確立と管理
平成 22 年 3 月	事業を踏まえ、再度、施設における状況調査を実施

目　的

・現在の各施設における進捗状況を把握する。事業評価
・来年度からの支援体制の基礎資料とする。

内　容　＊資料 No. 15 参照　　実態調査票

災害時の給食提供に関する実態調査　（新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン - 実践編 - 平常時のセルフチェック票　改）

1　危機管理体制の整備
（1）災害時対応マニュアルの整備状況（マニュアルの策定状況、項目・内容、マニュアルについて検討する場の有無）
（2）体制強化（訓練や研修に実施）
2　備蓄等災害時食糧の確保
（1）備蓄の整備（備蓄の場所、備蓄の内容、備蓄量
（2）備蓄の運用（献立の有無、利用計画の有無、一覧の作成）
3　外部との連携体制の明確化
（1）地域の災害対策体制の把握（災害対策本部の把握、ライフライン遮断時の連絡先）
（2）給食施設の相互支援体制（業者、系列施設との取り決めの有無、食材・人員等の支援要求先）

結　果

・配布５８施設、回収５２施設、回収率９０％。
・策定済みは１２施設で、平成２０年１０月調査時より５施設増えた。
・未策定（策定中を含む）４０施設のうち、マニュアルについて検討する場がないと答えた施設は７６％であった。
・第２回研修会後の参加者アンケートでも、策定が進まない要因として最も多かったのが「施設内で検討する機会がない」５３％であった。
・マニュアル策定に向け、施設内で管理栄養士がどこにアクションを起こすかが課題。
・給食施設巡回指導の折などに各施設での状態に応じた支援をしていく。

第 20 取組　ネットワークに向けた具体的検討・・・②	Stage５ 連携構築
平成 22 年 3 月	作業部会への出席

目　的

・ネットワークの運用に向けた情報の共有
・食支援ネットワークの取組みへの理解を得る。

内　容

出席者：幹事施設の長（３施設）、福祉企画課、担当

【議題】

- 応援協定施設実態調査の実施について（施設としての備蓄品、災害用機材、保有車両の提供の可否、職員の応援体制の可否）
- 新設施設との協定方法、取扱いについて
- 幹事施設が被災した場合の対応について
- 次年度の年間計画（総会、担当者（作業部）会議、研修会、通報訓練）

結　果

- 先にネットワークが締結された地域より実効性の確保に向けて動き出している。
- 作業部会に出席することにより、食支援のネットワークの進め方について共有できた。→ネットワークの相互支援グループを応援協定書の大規模災害時連絡網と併せることで了承を得た。
- 幹事施設の栄養士が復命した第２回研修会資料や依頼中の実態調査票などを施設長から参考になると資料として出席者に配布された。

平成２１年度の取組のまとめ・今後に向けた展望

- 施設の体制整備に向けた支援として、災害時の給食提供に関するマニュアルの策定を目指して被災施設の栄養士を講師とした研修会の開催、マニュアル例の提示をしてきたがマニュアル策定率は低い。
- ３月の実態調査をもとに、マニュアル策定に至らない要因を把握し、２２年度の給食施設巡回指導の機会を捉えて個別に支援していく。
- 食支援ネットワークの構築については、災害時施設相互応援協定の締結を受け、給食の提供についての応援要請があったときに応援できる体制を構築していくことになる。
- どの施設がネットワークを組むかは協定書の連絡網に順ずることとした。
- 来年度は、どの食事をどの施設から運ぶかについての検討に入る。
- 研修会での先行事例では、必ずしも基本（統一）献立による食事の提供だけではないことがわかったので、予算、保管場所、扱いやすさなどいろいろな側面から備蓄や給食の提供方法を検討していく。
- モデル地区としては、保健所管内の特養、養護、老健を対象としたが、すべての給食施設を対象にした災害時給食支援ネットワークの構築を目指す。

４　関係資料

事例１　保健所と市町村との連携

資料Ｎｏ		ページ
1	事業全体図（イメージ）	77
2	【目標】市町村における災害時の栄養・食生活支援体制整備の充実	78
3	平成２０年度災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領	79
4	平成２１年度災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領	80
5	市町村　平常時のセルフチェック	81
6	平成２０年度第１回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議	82
7	平成２０年度第１回連絡会議　スタディの進め方	83
8	平成２０年度第１回連絡会議後の市町村体制確認シート	84
9	平成２０年度第２回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議	85
10	平成２０年度第２回連絡会議タイムスケジュール	87
11	平成２１年度災害時の栄養・食生活支援に関するアンケート	88
12	災害時食生活支援ネットワークが取り組む事業	89
13	平成２１年度第１回災害時食生活支援ネットワーク会議	90
14-1	防災週間配布チラシ　災害時の“食”の備え	91
14-2	食のチェック表	92
15-1	家庭配布用リーフレット	93
15-2	家庭配布用リーフレット	94
16	食生活支援マニュアルに盛り込む内容（案）	95
17	防災のまちづくりフォーラム in 美作	96

資料 No1

事 業 全 体 図 （ イ メ ー ジ ）

★平成20年度の実績を踏まえ、今年度からワーキンググループが中心となり協働事業へ展開

平成20年度

①保健所と市町村との連携に関する検討
〇災害時栄養・食生活支援体制整備事業

（市町村）

（美作県民局）

（勝英保健所）

（ボランティア）

（陸上自衛隊）

WG

平成21年度

①保健所と市町村との連携に関する検討
〇災害時栄養・食生活支援体制整備事業
（H21年度で終了）

②災害時の食事ホッと事業（事業調整費）
〇防災フォーラムの開催
〇リーフレットの作成　等

③みんなでつくる災害時の食生活支援
ネットワーク（協働事業）
〇地域で支援できるネットワークの構築

（勝英保健所）

（美作県民局）

（ボランティア）

勝英保健所
勝英支所

（陸上自衛隊）

（市町村）

（自主防災組織）

（警察・消防）

仕組みづくり

平成22年度～

安全・安心なまちづくり

【WGで目指すもの】
★地域全体における災害時の栄養・食生活体制の充実
★災害時での食生活に関する安心・安全なまちづくり
★住民一人ひとりが災害に備え、お互いを支援できる地域づくり

③みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク
（協働事業）
〇地域で支援できるネットワークの構築

そのために必要な取組とは？

資料　No2

【目標】市町村における災害時の栄養・食生活支援体制整備の充実

	事　　業　　名		
	①災害時栄養・食生活支援体制整備事業	②災害時の食事ホッと事業	③みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク
具体的な指標	市町村版マニュアルの作成 勝英版マニュアルの作成	防災フォーラムへの参画	地域の関係者との協働による災害時の栄養・食生活支援体制の充実
関係者	★食生活支援ネットワーク会議 メンバー 市町村防災及び栄養業務担当者、陸上自衛隊日本原駐屯地担当官、岡山県栄養士会勝英支部長、勝英栄養改善協議会長、美作県民局・勝英支局担当者	**★ワーキンググループメンバー** 美作保健所企画調整情報課、美作保健所衛生課、美作保健所勝英支所保健課、美作県民局勝英地域総務課	★ネットワークメンバー（予定） 市町村防災及び栄養業務担当者、陸上自衛隊日本原駐屯地担当官、岡山県栄養士会勝英支部長、勝英栄養改善協議会長、美作県民局・勝英支局担当者、自主防災組織、警察、消防
事業実施期間	平成２０年度～平成２１年度（２カ年）	平成２１年度（１カ年）	平成２２年度～平成２３年度（２カ年：予定）
予算措置	な　し	事業調整費	協働事業
平成２０年度	連絡会議の開催（年２回）		
平成２１年度	・連絡会議の開催（年２回） （ネットワーク会議）	ワーキンググループの開催（年５回） ・防災の日チラシの作成 ・普及啓発用リーフレットの作成 ・防災フォーラムシンポジストの選出 ・勝英版栄養・食生活支援マニュアル（骨子）の作成	※事業開始に向けた準備・企画として、**ワーキンググループ**を設置（「②災害時の食事ホッと事業」と同じ組織である。） ・次年度から実施する「みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワーク」についての具体的な企画検討 ・住民などからの意見を聴取するための「協働プラザ」を開催
平成２２年度			※平成２１年度に企画した内容により事業を実施

資料　No３

災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領

（実施目的）

１　災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から住民に近い立場である市町村において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための介入調査等を実施し、平常時から備えるべき内容の検討等を行う。

（実施主体）

２　実施主体は、勝英保健所及び地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的な支援に関する検討事業」研究班（以下、「事業研究班」という。）とする。

（実施期間）

３　本事業の実施期間は、平成２０年７月１日から平成２１年３月３１日までとする。

（実施地域）

４　勝英保健所管内市町村を対象とする。

（実施内容）

５　事業の進め方

本事業を進めるにあたり、各市町村の実態を把握し、関係者による連絡会議を開催するなど栄養・食生活支援体制についての検討を行い、市町村での栄養・食生活支援体制の充実を図るための「栄養・食生活支援マニュアル」（仮称）を作成する。

６　連絡会議の開催

美作県民局（勝英保健所含む）関係職員、各市町村栄養業務担当者及び防災担当者等、地域関係団体（岡山県栄養士会勝英支部、勝英栄養改善協議会代表等）、陸上自衛隊日本原駐屯地災害担当、事業研究班委員等が、市町村での栄養・食生活支援体制のあり方について検討する。（年２回程度）

７　実態調査等の実施

各市町村における災害時の栄養・食生活支援体制についての実態を把握するための実態調査を実施する。（年２回程度）

資料　No４

災害時栄養・食生活支援体制整備事業　実施要領

（実施目的）

１　災害時において、住民の生命の確保は行政において重要な役割であり、特に、栄養・食生活の的確な支援が被災者の生命維持に大きな影響を与える。そのため、平常時から住民に近い立場である市町村において、栄養・食生活支援体制を整備しておくことが必要であることから、保健所及び陸上自衛隊等との連携による市町村における栄養・食生活支援体制の構築を図るための介入調査等を実施し、平常時から備えるべき内容の検討等を行う。

（実施主体）

２　実施主体は、勝英保健所及び地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的な支援に関する検討事業」研究班（以下、「事業研究班」という。）とする。

（実施期間）

３　本事業の実施期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。

（実施地域）

４　美作保健所勝英支所管内市町村を対象とする。

（実施内容）

５　事業の進め方

関係者による連絡会議を開催するなど栄養・食生活支援体制についての検討を行い、市町村での活用を目指した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）をもとに、美作保健所勝英支所及び市町村並びに関係者等によるネットワーク構築等の体制整備を図る。

６　連絡会議の開催

美作県民局（美作保健所及び美作保健所勝英支所含む）関係職員、各市町村栄養業務担当者及び防災担当者等、地域関係団体（岡山県栄養士会勝英支部、勝英栄養改善協議会代表等）、陸上自衛隊日本原駐屯地災害担当、地域自主防災組織等が、市町村での栄養・食生活支援体制のあり方について検討する。（年２回程度）

７　「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）の作成

災害時における栄養・食生活支援のあり方を整理し、各市町村において平常時から備えるべき事項等を整理した「勝英版栄養・食生活支援マニュアル」（骨子）を作成する。

８　実態調査の実施

災害時の栄養・食生活支援体制について、体制整備の進捗状況を把握するための実態調査を実施する。

資料　No5

市町村　平常時のセルフチェック

市町村名　：

セルフチェック項目				チェック
1 市町村防災計画における栄養指導体制の整備	（1）市町村防災計画「栄養・食生活支援」内容の把握	①	自市町村防災計画内容を把握している	
			（防災計画　担当課名　　）	
			（防災計画内容を協議する会議名　　、年　　回　開催）	
			↳（会議の構成者：　　）	
		②	防災計画における所属課の役割を把握している	
		③	防災計画に栄養・食生活支援の内容が記載されている	
		④	③の栄養・食生活支援内容において栄養・食生活支援担当者（市町村栄養士等）の具体的な役割が決められている	
		（役割の内容）	・ ・ ・ ・ ・	
	（2）連携体制の強化	①	課内で災害時の役割分担を共有している	
		②	庁内他課の栄養・食生活支援関係者（他課所属栄養士等）と災害時の役割分担を共有している	
		③	災害時、栄養・食生活支援が必要な人がスムーズに栄養士等担当者へつながる体制があり、関係者（保健師等）と共有している。	
2 災害時の備蓄等の食料の確保	（1）市町村備蓄状況の確認	①	市町村防災計画における食料・水供給方法、供給先・輸送方法を確認している	
		②	災害時用食料・水の量・保管場所・種類を確認している	
	（2）協定確認	①	食料についての協定内容を把握している	
	（3）普及啓発	①	家庭内で食品を備蓄する必要性を住民に普及啓発している	
	（4）連携	①	防災担当課等と連携し、災害時に不足しがちな食料や要援護者用の食料の備蓄の種類、量について検討している	
3 炊き出し体制の整備	（1）炊き出し方法の確認	①	防災計画における炊き出し内容（場所、熱源・調理機器・食器等の確保など）を確認している	
		②	炊き出し用の献立例がある（1週間程度）	
		③	炊き出しを実施するための人材育成・研修をしている	
	（2）連携	①	防災担当課及び公立給食施設（学校、保育園他）と連携し、炊き出し体制について確立されている	
4 災害時要援護者の把握と支援体制整備	（1）要援護者の把握	①	災害時に食事に関する対応が必要となる対象者を把握する方法を関係者（保健師等）と共有している	

（例）

対象者	利用できる台帳	担当課
妊産婦	母子手帳交付台帳	（母子担当課）
乳　児	乳児健診台帳	（母子担当課）
高齢者	介護保険関連台帳、各種保健事業対象者名簿　等	（地域包括支援センター）
慢性疾患患者		（老人保健担当課）
食物アレルギー	保育園、学校把握台帳	（保育園、学校等）
障害者	手帳交付台帳	（福祉担当課）

	（2）要援護者用の食料	①	要援護者に提供できる食品の備蓄内容を把握している	
		②	要援護者用食品を入手できる業者を把握している	
			・ ・ ・	
	（3）普及啓発	①	自ら食品を備蓄する必要性を対象者へ普及啓発している	
	（3）支援体制	①	災害時に、栄養や食事の相談が栄養士にできることを対象者へ伝えている	
		②	災害時に対象者へ必要な栄養・食生活支援をスムーズに行えるよう、日頃から関係者（保健師等）と連携を図っている	
5 公立給食施設（保育園・学校）における災害対応への周知、確認		①	災害時の食事提供内容が記載された災害時対応マニュアルがあるか確認している	
		②	備蓄食品の整備について確認している	
6 災害時の連携体制づくり		①	関係機関へ、災害時栄養・食生活支援に関する情報提供を行っている	
		②	防災担当課はじめ、庁内関係課及び県地域機関、栄養士会、食生活改善推進委員協議会などの関係機関と災害時栄養・食生活支援体制を検討し、共有している（会議及び研修会にて）	

「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン－実践編－」一部改変

資料　No6

第１回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議

日　時　平成２０年９月８日（月）
　　１３：３０～１６：００
場　所　勝英支局別館第１会議室

１　開会あいさつ

２　事例報告　【資料１】
「能登半島地震の対応から」　石川県健康福祉部子育て支援課専門員　濱口優子

３　市町村状況調査報告　【資料２】
「市町村平常時のセルフチェックについて」　勝英保健所保健課　焔硝岩政樹

４　ケーススタディ【別紙１】

（１）グループ検討

（２）発表

（３）講評
　　助言者　　美作県民局　地域防災監　黒籔　太朗
　　石川県健康福祉部子育て支援課　専門員　濱口優子

５　市町村課題整理【別紙２】

６　その他

７　次回連絡会議

８　閉会あいさつ

資料　No７

〈スタディの進め方〉

テーマ　「災害時における市町村の栄養・食生活支援」

～シミュレーションによる具体的な活動～

◆各グループで作業を進めます。
◆各グループで「司会」、「記録」、「発表者」を決めます。
◆自己紹介は簡単にしましょう。

時　間	内　　容
14:15～	**１　災害時にすべきことを書き出す**　付箋（黄）に書き出す ○災害が発生した場合を想定し、「栄養・食生活支援」について、何をすべきか書き出します。 **２　書き出された内容をグループに分ける**　グルーピング ○「１」で書き出した内容を、いくつかのグループに分類します。 ※人のこと、物のこと等 ○分けられたグループに標題（テーマ）を決めて、模造紙へ書き込みます。
14:45～	**３　抽出された課題に対して必要なこと**　付箋（青）に書き出す ○書き出された課題に対して、解決のために必要なことを書き出します。 **４　平常時から何をやっておくこと**　グルーピング ○抽出された課題を解決するため、平常時からやっておくべきことを書き出します。
15:10～	**５　発表のための整理**　まとめ ○１グループ３分程度で発表できるようにまとめます。

資料　No8

市町村体制確認シート

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区　　分	内　　容
1　現　　状	自分のまちの現状を抽出
2　課　　題	現状から問題点（課題）を抽出
3　解決できる課題	抽出された課題のうち、解決できる課題を書き出す
4　解決困難な課題	解決困難な理由を書く
5　課題解決方法	解決可能な課題について、解決するための具体的方策等（連携先、連携方法等）

資料　No9

第２回災害時栄養・食生活支援体制整備事業連絡会議

日　時　平成２０年１２月１１日（木）
　　１３：３０～１６：００
場　所　勝英支局別館第２会議室

１　開会あいさつ

２　報　　告
（１）保健所と市町村との役割分担について

（２）市町村平常時のセルフチェックについて　【資料１】

３　検討事項
（１）市町村で対応すべき災害時の栄養・食生活支援活動について【別紙様式】

（２）今後の市町村体制整備について

（３）今後のスケジュールについて

閉会あいさつ

（別紙様式）

災害時の栄養・食生活支援活動の課題・対策

フェイズ	災害地域の栄養・食生活上の課題	考えられる対応策
フェイズ０ （概ね震災発生から ２４時間以内）		
フェイズ１ （概ね震災発生から ７２時間以内）		
フェイズ２ （概ね４日目から １ヶ月まで）		
フェイズ３ （概ね１ヶ月以降）		

資料　No10

第２回連絡会議タイムスケジュール

〈司会：＊＊〉

13:30~　あいさつ　勝英保健所長
　　研究班検討委員代表
　　※研究班趣旨等の説明含めて簡単に

あらかじめ、参加者を２グループに分けておく

13:35~　オリエンテーション

13:40~　報告「保健所と市町村との役割分担について」（５分）
　　目的：第３回検討会の内容等について

13:45~　報告「市町村平常時のセルフチェックについて」【資料１】
　　（３分×４市町村＝１５分）
　　目的：他の市町村での進捗状況を報告させる

・パソコン
・プロジェクター

14:00~　検討事項
「市町村で対応すべき災害時の栄養・食生活支援活動について」
　14:00～14:15　フェイズごとで求められる活動が違うことを説明【資料３】

14:15～14:20　討議の進め方の説明（５分）
　　作業の流れについての説明、パワーポイントで説明

14:20~　グループでの作業（７０分）
　　目的：災害時に必要な具体的支援について認識させる
　①具体的な内容を書き出す(14:20~)
　②書き出された内容をフェイズ毎で整理する(14:40~)
　③具体的な内容について対応策を書き出す(15:00~)
　④発表のための整理(15:20~)

・付箋紙
・模造紙
・マジック

15:30~　発表

15:40~　講評
　　助言者：美作県民局協働推進室　地域防災監
　　研究班検討委員

15:50~　今後の市町村体制整備について
　※各市町村の出席者から、今後の進め方についてコメントさせる
　　目的：各市町村がこれから取り組むべき内容・方法を明確にさせる

15:58～　今後のスケジュールについて

16:00~　閉会

１　連絡会議後に各市町村が具体的に動くよう保健所が支援する。

【最終目標】
１　勝英地域市町村連携体制ガイドラインの作成
２　市町村連携体制の強化（協定等）

資料　No11

（別紙）

災害時の栄養・食生活支援に関するアンケート

該当するものに〇を付けてください。（又は、具体的な内容をご記入ください）

市町村名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当業務：　防　災　・　栄　養

	項　　目	回　答
1	あなたのまち（市町村）の防災計画を知っていますか。	は　い　・　いいえ
2	災害が発生した時の自分の役割を知っていますか。	は　い　・　いいえ
3	災害が発生した時に、職員として的確に行動することができますか。	は　い　・　いいえ
4	備蓄食品の内容を知っていますか。	は　い　・　いいえ
5	備蓄食品の保管場所を知っていますか。	は　い　・　いいえ
6	備蓄に必要な食品を把握する必要があると思いますか。	は　い　・　いいえ
7	備蓄食品を確認していますか。	は　い　・　いいえ
8	災害時において、栄養・食生活支援で何ができるか知っていますか。	は　い　・　いいえ
9	災害時に栄養・食生活支援が必要であると思いますか。	は　い　・　いいえ
10	災害時に必要な人へ的確な栄養・食生活支援をすることができますか。	は　い　・　いいえ
11	災害時における栄養・食生活支援の体制整備について知っていますか。	は　い　・　いいえ
12	災害時の栄養・食生活支援について、防災担当者と栄養担当者との連携が必要であると思いますか。	は　い　・　いいえ
13	防災担当者と栄養担当者との連携による栄養・食生活支援の体制整備ができていますか。	は　い　・　いいえ

御協力ありがとうございました。

〈アンケートに対する問い合わせ先、送付先〉

〒707-8585　美作市入田２９１－２

美作保健所勝英支所（担当：焔硝岩）

TEL (0868) 73-4055　FAX (0868) 72-3731

資料　No12

災害時食生活支援ネットワークが取り組む事業

【1年目に取り組む事業】

①災害時食生活支援ネットワークの設置及び会議の開催

・別記メンバーにより、要支援者に対し、どのような支援が必要であるかなどの検討を行うとともに、お互いのノウハウを伝え、それぞれの役割を検討する。

〈期待する役割〉（例）
◆当事者・家族：必要な支援の提示等
◆関係団体：専門知識を有する職能団体による人的支援、ノウハウの提供等
◆自主防災組織：地域で暮らす要支援者の情報の把握、災害時での支援等
◆福祉施設：高齢者等の避難所としての場の提供、高齢者用のための食事の提供等
◆食品関連事業者：疾病を有する者への「治療食」や「高齢者用食品」の提供等
◆医療機関：専門職種の協力により、医学的に栄養管理が必要な者への食事の提供、治療食の情報などノウハウの提供、技術的支援等
◆行政：必要な備蓄食品の確保、要支援者の把握、情報の提供等
◆ホテル・旅館：避難所としての場の提供、食事の提供等
◆農家：食料の提供、避難所としての場の提供等
◆ボランティア：勝英栄養改善協議会等の団体による食支援等

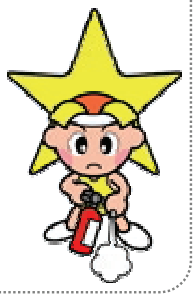

・本ネットワークは事業全体を企画運営していく組織である。

②災害時食生活支援のための標準マニュアルの作成

・災害時要支援者の食事の内容や備蓄食品の種類、食材の活用方法、保管場所を明確にする。
　被災現場において、支援物資や炊き出しによって届いた食事を、要支援者に適した状態（「おにぎりをお粥にする」、「とろみを付ける」、「刻み食にする」など）にできるような内容を盛り込む。
・援助物資（食品）等の流通経路等を明確にする。
・当事者や自主防災組織等の関係者らの役割を明確にする。

③災害時の食生活支援を考えるシンポジウムの開催

・被災経験者及び食生活支援経験者によるシンポジウムを開催する。
・参加者への普及啓発を図る。

④災害時に活用できる食生活支援のための献立の検討

・災害時要支援者への食生活支援として、被災現場でも簡単に作れ、素早く提供できる献立を、一般住民や大学等の関係者から募集するなどして、現場で活用できる献立を検討する。

⑤普及啓発グッズの作成

・各世帯へ配付する災害時の備え（食事編）リーフレットや、炊き出し現場でも災害時要支援者のための食事が作れるような献立集「食事ホッとカード」を作成する。

【2年目に取り組む事業】

①災害時食生活支援ネットワーク会議の開催

③災害時の食生活支援を考えるシンポジウムの開催

⑥災害時栄養・食生活支援体制の検証（モデル地域での取組）

・1年目に作成した「災害時食生活支援のための標準マニュアル」や「食事ホッとカード」等も用い、災害発生を想定し、災害時栄養・食生活支援体制の構築が図られているか検証する。

⑦災害時食生活支援のための標準マニュアルの再検討

・1年目に作成したマニュアルを用いてモデル地区において検証を行うとともに、必要に応じてマニュアルの再検討を行う。

資料　No13

平成２１年度

第１回災害時食生活支援ネットワーク会議

日時　平成２１年９月２９日（火）
　　９：３０～１１：３０
場所　勝英地域事務所別棟大会議室

あいさつ

議題
１　ネットワーク会議の位置づけについて

２　防災フォーラムへの参画について

３　普及啓発用リーフレットについて

４　栄養・食生活支援マニュアルについて

５　台風９号での美作市の対応について

６　今後のスケジュール
（１）　　第２回災害時食生活支援ネットワーク会議の日程
　　平成２１年１２月　　日（　　）

資料
１　３事業の一覧図
２　防災フォーラムの食生活支援シンポジスト一覧
３　既存リーフレット
　（北海道、佐賀県、福岡県、兵庫県、栄養士会等）
４　他県のマニュアル
　（新潟県、岩手県）

資料　No14-1

このたびの豪雨災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

いざという時の心構え

災害時の"食"の備え

◆災害が起きた時、あなたの食料は大丈夫ですか？

災害は、いつ起きるかわかりません。
いざという時のために、自分や家族の食料を３日間分は備蓄しておきましょう。

◆あなたのお家に、高齢者の方はいませんか？

お年寄りの中には、普通の食事が食べられない方がおられます。
個人に適した食料を準備しておきましょう。

◆あなたのお家は、赤ちゃんや幼児はいませんか？

赤ちゃんや幼児の中には、アレルギーのある子どもがいますが、これらの子どもたちは、普通のミルクや食事を食べることができません。
それぞれにあったミルクや食料を準備しておきましょう。

◆あなたのお家に、糖尿病や腎臓病、難病等で、食事に気をつけている方はいませんか？

糖尿病や腎臓病、難病等で食事の制限がある方は、個人に適した食事をとることが大切です。
必要な食料を確保しておきましょう。

食事に気をつける必要がある方

高齢者

赤ちゃん
幼　児

食事療法を受けている方
（糖尿病・腎臓病・難病など）

災害が起きた時は、ご近所へも声かけを♪

あなたの近所に、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の方はいませんか？
災害が起きた時、高齢者は一人で生活することは困難です。
みなさんと一緒に生活できるよう地域の情報を共有しましょう。

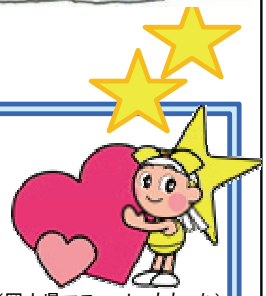

（岡山県マスコット　ももっち）

岡山県美作県民局勝英地域事務所

資料　No14-2

これがあれば安心

食のチェック表

災害が起きた時、あなたの家族の食料は大丈夫ですか？
いざという時のことを考え、あなたの家の備蓄をチェックしてみましょう。

チェック項目（□にチェックしてみましょう）	備考（分量等）
◆ご家庭の備蓄の状況◆	
□　あなたの家には、災害用の備蓄食品が3日分以上ありますか。	
（備蓄の状況）	
□飲料水（目安：1人1日3リットル×家族の人数×3日分）	
□無洗米	
□乾麺	
□カップメン	
□小麦粉	
□片栗粉	
□缶入りパン・乾パン	
□レトルト食品	
□缶詰	
□　あなたの家に、アレルギーのある方がいますか。	
（アレルギーのある家族がいる家）	
□アレルギー用ミルク	
□アレルゲン除去食品	
□　あなたの家に、食事に配慮が必要な高齢者がいますか。	
（高齢者がいる家）	
□高齢者用かゆ	
□主菜となる食品（やわらかタイプ）	
□飲み込みが悪い方用のとろみ調整食品	
□　あなたの家に、食事治療をしている方がいますか。	
（病気で食事治療が必要な方）	
□腎臓病でたんぱく制限のある方用の食品	
□糖尿病でエネルギーの管理が必要な方用の食品	
□栄養補給のための食品	

資料　No15-1

これがあれば安心
食のチェック表

災害が起きた時、あなたの家族の食料は大丈夫ですか?
いざという時のことを考え、あなたの家の備蓄をチェックしてみましょう。

チェック項目（□にチェックしてみましょう）	備考（分量等）
◆ご家庭の備蓄の状況◆	
□　あなたの家には、災害用の備蓄食品が３日分以上ありますか。	
（備蓄の状況）	
□飲料水（目安：１人１日２リットル × 家族の人数 ×３日分）	
□無洗米	
□乾麺	
□カップメン	
□缶入りパン・乾パン	
□レトルト食品	
□缶詰	
□　熱源はありますか	
□カセットコンロ（固形燃料）など	
□　あなたの家に、アレルギーのある方がいますか。	
（アレルギーのある家族がいる家）	
□アレルギー用ミルク	
□アレルゲン除去食品	
□　あなたの家に、食事に配慮が必要なお年寄りがいますか。	
（食事に配慮の必要なお年寄りがいる家）	
□高齢者用かゆ	
□主菜となる食品（やわらかタイプ）	
□飲み込みが悪い方用のとろみ調整食品	
□　あなたの家に、食事の治療をしている方がいますか。	
（病気で食事の治療が必要な方）	
□腎臓病でたんぱく制限のある方の食品	
□糖尿病でエネルギーの管理が必要な方の食品	
□栄養補給のための食品	
□その他 特別な食事が必要な方の食品	

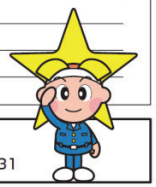

〈発行〉食生活支援ネットワーク会議／岡山県美作保健所勝英支所
〒707-8585　美作市入田 291-2　Tel:(0868)73-4055　Fax:(0868)72-3731

あなたの街で災害が起きたら・・・

災害時の”食”の備え

災害は油断しているときに起きてしまいます。
いざという時に、あなたの家の備蓄は大丈夫ですか？
このパンフレットを参考に、各家庭での「災害時の食の備え」を見直してください。

◆いざという時のために、家族の人数に応じて、飲料水や食料等を備えておきましょう。
◆赤ちゃんやお年寄りなど、家族にあわせた食品を準備しておきましょう。
◆備蓄食品の保存場所は、取り出しやすい場所で、家族の目につきやすい場所にしましょう。

食生活支援ネットワーク会議

資料　No15-2

いざという時のために、3日分程度の食の備えをしましょう。

・災害が発生して、支援体制が整うまでに約3日間かかると言われています。その間、自力で乗り切るためにも、防災袋に備蓄食品を備えておきましょう。

防災袋に入れる持ち出し用食料品の例（1人あたり1日分の食品）

ライフライン（ガス・電気・水道）が止まることも考えて、熱源・調理器具なども準備をしましょう。

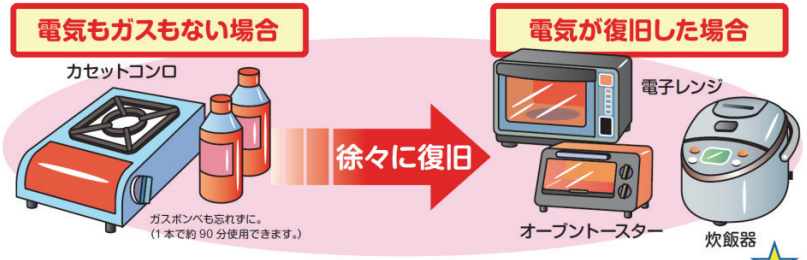

災害が起きた時は、ご近所へも声かけを♪★

（岡山県マスコット　ももっち）

あなたの近所に、お年寄りだけの世帯や一人暮らしのお年寄りはいませんか？
災害が起きた時、お年寄りは一人で避難・生活することが難しい方もおられます。
みなさんと一緒に生活できるよう地域の情報を共有しましょう。

ご家族に、食事に気をつける必要がある方はいませんか？

◆乳幼児がいる場合

○災害時には体調の変化があり、母乳が出にくくなる場合があります。粉ミルクやほ乳瓶などを準備しておきましょう。
○食物アレルギーの乳幼児がいる場合は、アレルギー用食品を日頃から準備しておきましょう。

※離乳食やアレルギー用ミルク等は、お近くの薬局等で販売しています。

◆高齢者がいる場合

○固い物が食べられない、食べ物が飲み込みにくい（咀嚼嚥下困難）方がいる場合は、柔らかくて食べやすい備蓄品を用意しておきましょう。
○のどの渇きを感じにくくなるので、水分補給用の水を準備しておきましょう。
○ストレス等で食欲が低下することがあります。栄養が不足しないよう気をつけましょう。

※固い物が食べられない方は、離乳食などを利用することもできます。これらの食品は薬局等で販売しています。

◆食事療法を受けている方（糖尿病・腎臓病・難病など）がいる場合

○糖尿病や腎臓病、難病の患者さんは、毎日の食事が大切です。
○個人に適した食事をしなければ、病状を悪化させることがあります。
○非常時でも利用できる備蓄品を準備しておきましょう。

※エネルギーが計算されたセット食（1食分）や低たんぱく食品なども薬局等で販売されていますので、事前に確認しておくと便利です。

備蓄品の保管上の注意点

●備蓄食品の賞味期限が過ぎないように気をつけましょう。
9月1日の防災の日など、毎年、日を決めて新しいものに入れ替えましょう。

●缶入り飲料水はアルミ缶のものを選びましょう
スチール缶はさびやすいので気をつけましょう

●容器は丈夫なものを選びましょう。
袋入りのものは、害虫やネズミなどから守るために、プラスチックの容器などに入れて保管しましょう。

●備蓄食品は冷暗所で保管しましょう。
食品は、日当たりの良い所や、湿度の高い所はいたみが早いので、冷暗所に保管しましょう。

衛生面にも気をつけましょう

食中毒予防

●食事の準備又は、食事をする前には、ウエットティッシュなどで手をふきましょう。

●おにぎりなどは素手で扱わずに、ラップなどを利用しましょう。

●生水は飲まないようにしましょう。

●缶詰やレトルトパックは、開けたら早めに使いきりましょう。

資料　No16

食生活支援マニュアルに盛り込む内容（案）
～大規模震災を想定した取組～

項目	項目
1　なぜ、「災害時の食生活支援」が必要なの？ ・フェイズ毎で起きる課題 **2　災害対策に関する基礎知識** （1）法的根拠 （2）岡山県（県民局）の体制 岡山県地域防災計画 （3）市町村の体制 市町村防災計画 （4）平常時に関すること （5）災害時に関すること 福祉避難所の設置 **3　災害時食生活支援（要支援者）の食事の特徴は** （1）疾病を有する者 ア　糖尿病 イ　腎臓病、透析患者 ウ　高血圧症 エ　難病 （2）アレルギー、アトピー等のある乳幼児 （3）咀嚼嚥下機能が低下している高齢者 （4）その他 **4　災害時に必要となる要支援者の食料とは** （1）糖尿病の方に必要な食事の種類 （2）腎臓病、透析患者に必要な食事の種類 （3）高血圧の方に必要な食事の種類 （4）難病の方に必要な食事の種類 ア　潰瘍性大腸炎 イ　クローン病 **5　それぞれの役割** （1）本人、家族〈自助〉 ア　本人 イ　家族 （2）自主防災組織、町内会、近隣〈共助〉 ア　自主防災組織 イ　町内会 ウ　近隣 （3）行政、自衛隊〈公助〉 ア　市町村 イ　県（保健所） ウ　自衛隊 **6　食料の確保について** （1）要支援者に必要な食事を確保するためには （2）食品関連事業者からの協力 （特定保健用食品等の提供） （3）関係団体との連携 （4）医療機関との連携 **7　食料の入手経路**	**8　支援物資を活用した献立** （1）電気が使える時、電気が使えない時 （2）水が確保できる時、水が確保できない時 （3）ガスが使える時、ガスが使えない時 （4）「おにぎり」「白飯」を咀嚼機能が低下した 高齢者用の食事にするには （5）コンビニ弁当を糖尿病の方へ提供するには （6）アレルギーのある乳幼児に提供できる食事は **9　要支援者に食事を提供するには** 方法（誰が、どこで、何をするのか） **10　フェイズ毎の具体的な支援** **11　社会資源の活用** （1）特定給食施設（学校、保育所等） （2）民間企業（食品会社等） （3）関係団体（栄養士会、栄養改善協議会等） **12　平常時にできること** （1）住民への普及啓発 （2）訓練 （3）自主防災組織の活動を知る （4）家庭で備えておきたいもの ア　備蓄しておきたい食品 イ　乳幼児や高齢者、治療食を利用している方がいる家 ウ　備えておきたい調理器具 電気が使える場合、電気が使えない場合 エ　備えておきたい衛生用品、衣類 オ　備えておきたい備品（ラジオ、懐中電灯等） （5）セルフチェック項目 ア　行政 イ　個人 ウ　地域 **13　風水害を想定した取組** **14　資料** （1）過去の事例 平成21年8月台風9号による美作市での水害 （2）いざという時に活用できる資料 チラシ、指導票、炊き出し献立 （3）家庭で備える非常食

防災のまちづくりフォーラムin美作

資料　No17

災害について考えてみませんか？
ぜひご参加ください！

参加無料

演　題①:『 地域の力（防災）が命を守る 』
～自助・共助は～

講　師:　国立大学法人福井大学
講　師　　松森 和人 氏

講師紹介
・1960年生まれ
・福井県出身
　元岡山県防災対策基本条例制定委員会委員
　前NPO法人ふくい災害ボランティアネット理事長
　内閣府災害ボランティア検討会委員
・平成21年まちの防災研究会　発足。
・「地域防災力向上（自主防災組織の育成）と災害時援護者対策をのテーマを 中心に全国で活躍中。

演　題②:『 災害時の食事を考えよう 』
～新潟県地震の経験から～

講　師:　新潟県十日町保健所
主　任　　磯部　澄枝 氏

平成9年　管理栄養士登録
平成11年4月～　新潟県入庁　新潟県にしき園　勤務
平成14年4月～　新潟県新発田健康福祉環境事務所（新発田保健所）勤務
平成16年4月～　新潟県福祉保健部健康対策課　勤務
・H16.10.23 中越大震災発生
・H19. 7.16　中越沖地震発生
平成20年4月～　新潟県十日町地域振興局健康福祉部（十日町保健所）勤務
★「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」検討委員

と　き

平成２２年３月７日（日）
13:30～16:30
受付:13:00～（1）開　会
（1）ビデオ上映
（2）講　演①
（3）講　演②

ところ

美作市作東バレンタインプラザ
所在地:美作市江見945番地
電　話:0868－75－1111

対　象

どなたでも自由に参加できます。

主　催

岡山県美作県民局・美作市

事例２　保健所と特定給食施設との連携

資料Ｎｏ　　ページ

1　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領 …… 98

2　災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業研修会研修計画 …… 99

3　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会次第 …… 100

4　災害時の食生活支援グループワーク課題掘り下げシート …… 101

5　災害時の給食提供に関する実態調査票 …… 102

6　〃　調査結果 …… 104

7　平成２０年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第２回研修会次第 …… 105

8　村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定締結

8-1　災害時における特別養護老人ホーム施設間相互応援協定締結式次第 …… 106

8-2　村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書 …… 107

9　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領 …… 108

10　食事の種類と食数調査 …… 109

11　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会次第 …… 111

12　災害時の給食提供マニュアル（例示）…… 112

13　平成２１年度村山保健所管内特定給食施設等における災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業に伴う第２回研修会次第 …… 113

14　第２回研修会シミュレーション資料

14-1　災害状況設定 …… 114

14-2　シミュレーション内容 …… 115

15　給食施設　災害時における給食提供に関する実態調査 …… 116

資料　No1

平成20年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領

【目　　的】　災害発生時、特定給食施設等においては、入所者に対する“安全・安心な給食の提供”が最大の課題であり、施設点検、食材・人材確保を適切迅速に行わなければならない。病院では入院治療患者が増大すること、老人施設等では近隣の被災住民の避難場所となることも多く、災害時を想定した実践的な対応マニュアルや備蓄食品の準備は必須である。

また、病態管理に基づく食事提供は一般営業施設委託が困難であることや、自然災害は地域内が同じ被害状況であるため、配食可能で広域的な給食支援ネットワークの構築についても検討する必要がある。

このため、保健所において実態調査等を実施し、平常時から特定給食施設等における栄養・食生活支援体制の整備や施設間給食支援ネットワークの構築に向けた支援、検討を行なう。

なお、今年度は老人福祉施設、介護老人保健施設を対象に実施する。

【実施主体】　山形県村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）

【期　　間】　平成２０年８月～平成２１年３月

【対　　象】　管内特定給食施設等のうち、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)、介護老人保険施設　５７施設

【内　　容】

（1）　災害時における栄養・食生活支援体制の整備

管内対象施設に対し、災害時の給食提供に関するマニュアルの整備状況や備蓄の状況、支援能力、支援希望などの実態について調査するとともに、地域住民、被災施設の入所者の受け入れ、施設間相互支援ネットワークへの参画などについての希望調査を行なう。また、調査結果に基づく栄養・食生活支援体制整備に向けた指導、支援を行なう。

＊支援能力等

調理予備能力、人材派遣予備能力、調理器材提供（貸し出し）能力、備蓄食品提供能力、運搬車両貸し出し能力 等

（2）　施設間給食支援ネットワークの構築

ワーキンググループを設置し、(1)の実態調査及び意識調査結果を踏まえ、具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討を行なう。

ワーキンググループの設置

対象施設の管理栄養士等　　８人程度

(山形地区　４人、西村山地区　２人、北村山地区　２人)

開催回数　　３回程度

（3）研修会の開催

事業の実施にあたり、研修会を開催し、趣旨の説明と実施について依頼する。

対象　①　各施設長

②　各施設の管理栄養士等

資料　No2

災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業研修会　　研修計画

(2008.09.26 村山保健所)

講義主題	災害時の食生活支援（自施設内、施設間相互）
期日等	平成20年９月２６日(金)　１４：００～１６：００　衛生研究所　講堂（保健所隣）
指導スタッフ	澤口眞規子(岩手県奥州保健所保健衛生課　健康推進総括主任主査) 千葉　昌樹（北海道保健福祉部福祉局指導監査課法人運営グループ主査（社会福祉法人）） 伊藤佳代子（山形県村山保健所地域保健予防課　健康増進主査）
学習目標	１　災害発生時の動きを確認する。(マニュアルに沿って、給食の提供) ２　災害発生時、施設相互間の食支援のネットワークの構築
進め方 (分担と日程)	※　出席者　４５人　　全体を６グループに編成 （介護老人保健施設　１　老人福祉施設　　山形　３、西と北　２（直営１　委託１）） １　導入　14:10　【担当:澤口　ppt 使用】 ①　法的根拠、危機管理マニュアル等、体制整備状況 ②　過去の被災地報告から説明 ③　現場対応での問題点、課題 ２　グループ・ワーキング　14:25～15:30　【担当:澤口、千葉、伊藤】 作業Ａ（３０分)①災害発生時、管理栄養士として、自施設でどのようなことが必要か。 ②カードに各自が書いて、グループ分け⇒課題の整理 作業Ｂ（３０分)①メンバー内で課題を分担 ②平常時にしておかなければならないことを、具体的な方策等をシートに整理する。 ３　全体会　15:30～16:00　【担当:澤口】 ４　まとめ　16:00～16:20　【担当:澤口、千葉】 ５　今後の日程【担当:伊藤】 施設間給食支援ネットワーク構築に向けたグループワークの設置、メンバーの選出
準備	①　澤口　　ppt の作成　１週間前までに送信のこと ②　ワーキングのカード(一人 15 枚程度)＋テーマ用カード、フェルトペン、模造紙 ③　②時に使用するシート(別途提案)
備考	集合時間：担当者は当日 12 時頃までに、村山保健所に集合 打合せ：当日、１２時頃から分担、進め方の詳細について確認 昼食：準備してあります。(地産弁当です) 夕食：手配します。

資料　No3

平成 20 年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会

日　時　平成２０年９月２６日(金)
　　１４：００～１６：３０
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ
　村山保健所長

３　事業説明

４　研　　修
テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」
講　師　　岩手県奥州保健所保健衛生課
　　健康推進総括主任主査　澤口　眞規子　氏
　　北海道保健福祉部福祉局指導監査課
　　法人運営グループ主査（社会福祉法人）千葉　昌樹　氏
（１）法的根拠と過去の被災地報告から

（２）グループワーキング

（３）全体会

（４）まとめ

５　今後の日程
（１）災害時対応等実態調査及び意識調査の実態について

（２）ワーキンググループの設置と委員の選出について

６　閉　　会

資料　No4

災害時の食生活支援グループワーク課題掘り下げシート

(2008.09.26 村山保健所)

グループ名	
所　属・氏　名	
課　　題	
課題を実現させるための具体的方策等	
意見及び感想	1　自分の意見を十分に話すことができましたか。 2　施設における災害時の管理栄養士の役割がわかりましたか。 3　平常時に準備しておくことがわかりましたか。

資料　No5

FAX送信先
村山保健所　健康増進担当　伊藤　あて（FAX023－622－0191）

災害時の給食提供に関する実態調査

施設名
記入者　職
　　氏名

次の項目について、貴施設の状況について当てはまるものに○を付してください。

1　災害時対応マニュアルの整備状況について

（1）災害時における給食提供に関するマニュアルがありますか。

イ　有　　ロ　無

イと答えた方は、マニュアル名を記載し、（2）にお進みください。

マニュアル名：　（　　）

ロと答えた方は、次のうち当てはまるものに○をつけてください。

（ロと答えた方は、ここで終了です。）

a　現在、検討中

b　策定の予定は無い

（2）マニュアルには下記の内容が含まれていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

イ　連絡・指示体制

ロ　給食提供を続ける上で必要なこと

a　食料（備蓄食品）　b　水　c　食器　d　熱源　e　人員の確保

ハ　初期対応に関すること

a　発災直後の行動　b　状況確認項目　c　連絡体制

二　衛生管理に関すること

（3）マニュアルの内容について、栄養担当科を始め、施設全体で共有していますか。

イ　共有している　　ロ　共有していない

（4）マニュアルに基づく訓練や研修を行っていますか。

イ　行っている　　ロ　行っていない

2　備蓄等災害時食料の整備及び運用の状況について

（1）災害時においても給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄の場所はどこですか。

イ　施設内　　ロ　施設外

（2）備蓄している具体的な内容（人数、日数等、量）について記入ください。

イ　食料品（人数：　　人分　、　日数：　　日分）

（食品名：　　）

ロ　水　（　　ℓ）
ハ　熱　源　（種類　　、個数　　）
二　食　器　（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
（種類　　、　個数　　）
ホ　その他　（　　）

（３）施設外備蓄を行っている方にお聞きします。
保管場所と災害時の搬入方法について記入ください。
イ　保管場所（住所または施設名などで記入）
（　　）
ロ　搬入方法（自施設で、搬入を依頼している業者が搬入　などで記入）
（　　）

（４）備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成していますか。
イ　作成している　　ロ　作成していない

（５）平常時用の備蓄利用計画を作成していますか。
（普段の給食への利用、ランニングコスト）
イ　作成している　　ロ　作成していない

３　外部との連携体制の明確化について

（１）市町村の災害対策本部の設置状況を把握していますか。
（食料、物資、水等の支援要請先）
イ　いる　　ロ　いない

（２）ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先を把握していますか。
イ　電気供給先（　　）
ロ　ガス供給先（　　）
ハ　水供給先　（　　）

（３）業者（食品等納入業者、委託業者など）、系列施設及び所属団体等と災害支援に関する取り決めがありますか。
イ　有　　ロ　無
イと答えた方は、取り決め先を記載ください。
取り決め先（　　）

（４）食材、人員等が不足した場合の支援要求先が明確になっていますか。
イ　　有　　ロ　無
イと答えた方は、支援先を記載ください。
支援先（　　）

ご協力ありがとうございました。　　村山保健所

資料　No6

災害時の給食提供に関する実態調査結果（平成20年10月　実施）

１　対象施設　56施設　　回収数　52施設　　（回収率　92.9%）

２　結果の概要

（１）災害時対応マニュアルの整備状況

策定済	１２	（施設）
施設で内容を共有	１１	（〃）
訓練、研修の実施	１１	（〃）

（２）マニュアルを策定している施設（n=12）

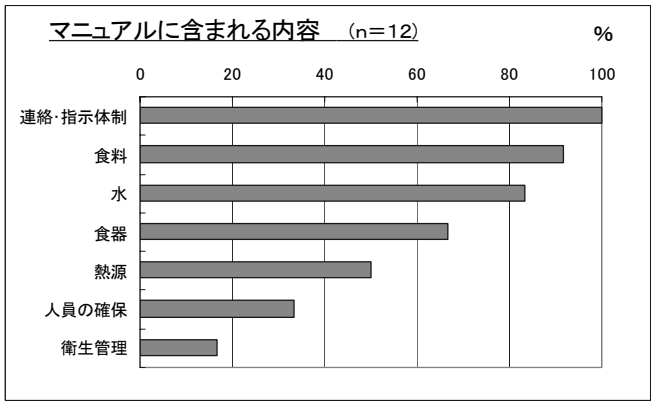

（３）マニュアルはないが備蓄をしている施設(n=52)

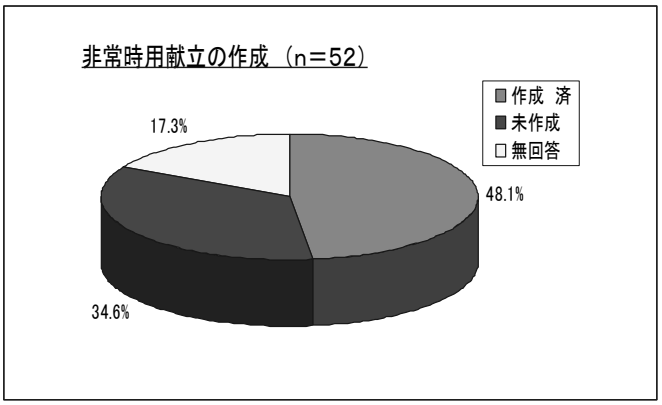

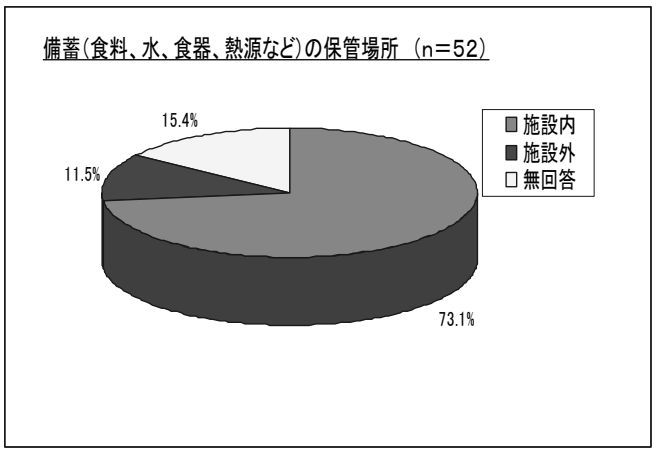

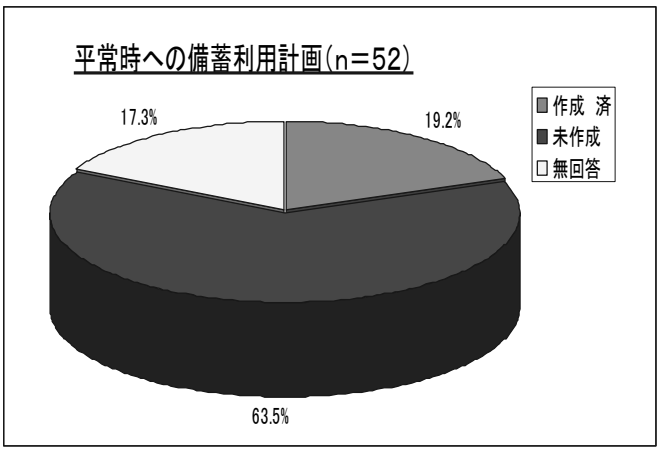

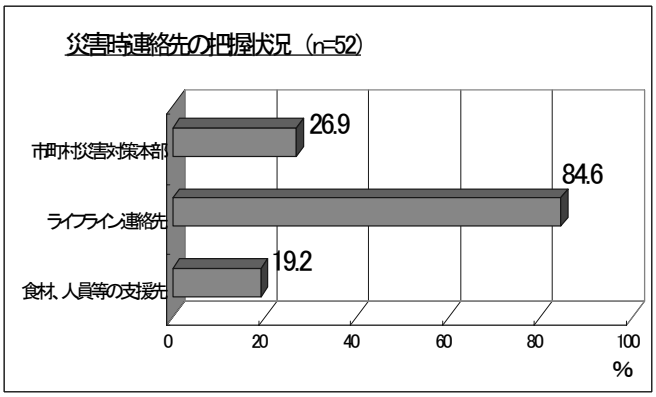

資料　No7

平成 20 年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第２回研修会

日　時　平成２０年１２月１７日(水)
　　１４：００～１６：００
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ
　村山保健所地域保健予防課長

３　報　　告
　「災害時の給食提供に関する実態調査」結果について

４　研　　修
　テーマ「災害時の栄養・食生活支援における特定給食施設栄養士の役割」
　　～災害時の給食提供にマニュアルの作成・整備に向けて～

（１）グループワーキング
　第１回研修会での抽出課題と課題実現のための具体的方策から

（２）まとめ

５　今後の日程

６　閉　　会

資料　No8-1

災害時における特別養護老人ホーム施設間相互応援協定締結式

日　時　平成２１年８月２６日（水）１４：００～
場　所　村山総合支庁　講堂

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　協　　議
（１）村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書（案）について

（２）災害時施設相互応援協定書の締結について

（３）幹事リーダー、幹事施設の選出について

（４）今後の作業について

（５）防災講演会について

（６）その他

４　その他
（１）新型インフルエンザの現状と今後について
村山総合支庁医療監（兼）村山保健所長　山口　一郎氏

５　閉　会

資料　No8-2

村山地区特別養護老人ホーム災害時施設相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、村山地区特別養護老人ホームにおいて、火災又は震災等の災害が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受け入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（応援事項）

第２条　応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内で行うことができるものとする。

（１）　被災者の避難のための施設の提供

（２）　被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供

（３）　災害応急設置に必要な職員の派遣

（４）　災害応急措置に必要な資材物資の提供

（５）　その他、被災施設から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き等）

第３条　応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話またはファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）　災害の状況（種類、発生日時、場所）

（２）　応援要請の内容

（３）　応援要請の期間

（４）　その他必要事項

２　災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することができるものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

（応援費用の負担区分）

第５条　応援に要した費用は、原則として被災施設が負担するものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定める。

（適用）

第７条　この協定は平成２１年８月２６日から適用する。

（附則）

この協定書で定める村山地区とは、東南村山・西村山地区をいう。

この協定の締結を証するため、協定書には、村山地区特別養護老人ホーム施設長等が記名押印して、本書 30 通を作成し、各１通を保有するものとする。

平成２１年８月２６日

＊（以下、下記のとおり施設所在地、施設名、職名、施設長名　が、並ぶ）

○○郡○○町○○８３９の１

特別養護老人ホーム　○○　荘　　荘長　　○　○　　○　○　印

・　　・　　・　　・

・　　・　　・　　・

資料　No9

平成21年度村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業実施要領

【目　　的】　災害発生時、特定給食施設等においては、入所者に対する“安全・安心な給食の提供”が最大の課題であり、施設点検、食材・人材確保を適切迅速に行わなければならない。病院では入院治療患者が増大すること、老人施設等では近隣の被災住民の避難場所となることも多く、災害時を想定した実践的な対応マニュアルや備蓄食品の準備は必須である。

また、病態管理に基づく食事提供は一般営業施設委託が困難であることや、自然災害は地域内が同じ被害状況であるため、配食可能で広域的な給食支援ネットワークの構築についても検討する必要がある。

昨年度実施の実態調査では、災害時の給食提供に関するマニュアルが整備されている施設が３割程度であり、昨年度に引き続き、平常時から特定給食施設等における災害時の栄養・食生活支援体制の整備や施設間給食支援ネットワークの構築に向けた支援、検討を行なう。

【実施主体】　山形県村山総合支庁保健福祉環境部（村山保健所）

【期　　間】　平成２１年８月～平成２２年３月

【対　　象】　管内特定給食施設等のうち、老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)、介護老人保健施設　５７施設

【内　　容】

（１）災害時における栄養・食生活支援体制の整備

管内対象施設に対し、災害時の給食提供に関するマニュアルの整備や備蓄の検討など栄養・食生活支援体制整備に向けた指導、支援を行なう。

（２）施設間給食支援ネットワークの構築

具体的な給食支援ネットワークの構築に向けた検討を行なう。

共有献立の検討

備蓄の状況、支援能力の検討　　など

（３）研修会の開催

研修会の開催により、事業の推進を図る。

対象　①　各施設長

②　各施設の管理栄養士等

（本事業は、平成２１年度厚生労働省地域保健総合推進事業「災害時の食生活支援における保健所管理栄養士の連携体制及び具体的支援に関する検討事業」の一環として実施するものである。）

※施設間給食支援ネットワークの構築については、今後、協定が予定される「災害時における村山地区特別養護老人ホーム施設間相互支援ネットワーク」と連携して進めていく予定です。

資料　No10

別紙1

食事の種類と食数

（施設名　　）

区分	食種	栄養素等基準値（1日あたり）							食数		
		エネルギー（kcal）	たんぱく質（g）	脂質（g）	炭水化物（g）	塩分（g）	その他調整している栄養素 栄養素	その他調整している栄養素 基準	7月平均食数（食）	うちきざみ（食）	うちミキサー（食）
一般食	常食1										
	常食2										
	常食3										
	全粥1										
	全粥2										
	全粥3										
	7分粥										
	5分粥										
	3分粥										
	流動食										
	ソフト食										
嚥下食	嚥下食Ⅰ（開始食1）										
	嚥下食Ⅱ（開始食2）										
	嚥下食Ⅲ（開始食3）										
	嚥下食Ⅳ（5分）										
	嚥下食Ⅴ（全粥）										
糖尿食	糖尿食1（　　kcal）										
	糖尿食2（　　kcal）										
	糖尿食3（　　kcal）										
	糖尿食4（　　kcal）										
	糖尿食5（　　kcal）										
	糖尿食6（　　kcal）										
腎臓食	腎臓食1										
	腎臓食2										
脂質異常症食	脂質異常症食										
高血圧食	高血圧食										

区分	食種	栄養素等基準値（1日あたり）							食数		
		エネルギー（kcal）	たんぱく質（g）	脂質（g）	炭水化物（g）	塩分（g）	その他調整している栄養素 栄養素	その他調整している栄養素 基準	7月平均食数（食）	うちきざみ（食）	うちミキサー（食）
濃厚流動食（一般）											
濃厚流動食（特食）											
その他											

①食数は7月の平均食数とする。
②きざみ、ミキサーの欄には、7月の平均食数のうち何食提供したかを記入する。
③濃厚流動食は、食種欄に商品名と1包あたりのエネルギー量を記入する。栄養素等基準値の欄には1日あたりの栄養量を記入する。
④それぞれの区分で、他に段階があれば空欄に記入する。
⑤区分にあてはまらない食種があれば、その他に記入する。

資料　No11

平成２１年度　村山保健所管内特定給食施設等における
災害時の栄養・食生活相互支援体制整備事業第１回研修会

日　時　平成２１年８月２７日(木)
　　１４：００～１６：３０
場　所　山形県衛生研究所５階講堂

次　　第

１　開　　会　（１４：００～）

２　あいさつ
村山保健所地域保健予防課長

３　講　演１　（１４：１０～）
「災害時における給食施設の対応」
講師　特別養護老人ホーム　むつみ荘　（新潟県柏崎市）
管理栄養士　山崎　正則　氏

４　講　演２　（１５：１０～）
「給食施設に求められる対策(自助、共助、公助)」
～新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン一実践編一から～
講師　新潟県十日町保健所地域保健課　主任　磯部　澄枝　氏

（質疑・応答　１５：３０～）

５　報　告　（１５：４５～）
「災害時の給食提供マニュアルの策定状況及び食種と食数調査」結果

６　グループワーク
テーマ「災害時の給食提供に関するマニュアルの策定に向けて」
マニュアルに盛り込む項目の確認を中心に
説　明　村山保健所地域保健予防課　健康増進主査　伊藤　佳代子
助言者　名寄市立大学保健福祉学部栄養学科准教授　千葉　昌樹　氏

７　その他

８　閉　会　（～１６：３０）

資料　No12

災害時の給食提供マニュアル（例示）　（H21.8.27）

目　　的	非常時においては、ライフライン（ガス・水道・電気等）の供給が不能となり、調理器具も破損し一部又は全部使用できないことが想定される。給食施設の機能が停止してしまうような緊急時において、食事提供の混乱を回避することを目的とする。		
項　　目	内　　容【留意点】	頁	備考
1　連絡・指示体制	・給食提供決定者（責任者）の明記 ・通常の連絡網の活用 ・災害時等非常時用の作成 ・給食従事者の確保	1	
2　備蓄の整備			
① 備蓄品一覧の作成	・ 対象者(入所者)に特化した食品の備蓄 ・ 食品の他食器類、熱源、水、特別食なども含める ・ 入所者＋職員の3日分が必要 ・ 数量、保管場所、消費期限を明記	2～3 8	
② 非常時用献立と作り方	・ ３日分の献立の作成、栄養価の算出 ・ １食(１献立)ずつ、献立の手順書をマニュアルに記載。 ・ 食器、盛りつけまで入れる ・ 誰が見てもわかるようにしておく。 ・ 同じものを備蓄食品と一緒にしておく。	4～7 9～13	
3　被災状況の確認	・施設内確認項目とチェックリスト ・厨房内確認項目とチェックリスト ・地域内確認項目とチェックリストの作成	14 18	
4　入所者の摂取状況の確認	・身体状況、食形態などの確認項目とチェックリストの作成		通常の様式
5　衛生管理に関すること	・手洗い、調理器具の使用基準 ・大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずる取扱い ・水、ガス、電気が使えない時の対応	19	
6　危機管理体制の強化	・訓練や所内研修の実施 ・施設内委員会での製作、見直し	20	
7　委託業者	・委託契約の確認 ・搬入方法の確認記載 ・委託先との取り決めの明確化、マニュアルの確認 ・施設内での担当の確認	21～25	
8　在庫管理	・ 普段の給食への利用計画 ・ 施設外保管の場合は搬入ルートと方法の確認 ・ ランニングコスト		
9　ライフラインの確保			
① 市町村の災害対策本部の設置状況の把握	・食料、物資、水等の支援要請先一覧の作成		
② ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先の把握（明記）	・電気供給先、ガス供給先、水供給先一覧の作成 ・通常供給先以外も含め、２社以上の連絡先	26	
10　外部施設等の相互支援体制	・相互支援マニュアル ・基本献立（共有献立）の作成	27～29	
１１　その他	・特定保健用食品、サプリメント等の調達 ・栄養アセスメント及びケアプランの修正 ・栄養管理実施計画の検討と評価 ・管理栄養士等による巡回指導 （声かけ、摂取状況の把握）		

＊各様式は省略

資料　No13

村山保健所管内特定給食施設等における災害時の
栄養・食生活相互支援体制整備事業に伴う第２回研修会

日　時　平成２２年２月３日(水)
　　１０：３０～１２：００
場　所　村山総合支庁６０３会議室

１　開　会

２　あいさつ
　村山保健所地域保健予防課長

３　研　修
（１）グループワーク（シミュレーション）　（１０：４０～１１：２５）
　「災害時の給食提供に関するマニュアル」に基づく給食の提供について

（２）講　話　（１１：２５～１１：５５）
　「災害時施設間給食支援ネットワークの実際について」
　　兵庫県健康福祉部健康局健康増進課
　　課長補佐兼食と栄養係長　加藤　眞奈美　氏

（３）その他

４　閉　会　（　　～１２：００）

＊１３：３０～「施設防災研修会」（村山総合支庁福祉企画課主催）に出席
　講演「災害時の施設防災体制と相互支援ネットワークの役割」
　　講師　社会福祉法人南郷福祉会理事長
　　介護老人福祉施設　いなほの里　施設長　西澤　優李子　氏

資料　No14-1

災害状況設定

1、施設人員

入居者数	100　人	施設職員	100　人
		（内　栄養士	2　　人）
		（内　調理師	9　　人）

2、食事形態

常食	20　食	ミキサー食	10　食
粥食	20　食	流動食(経管)	10　食
刻み食	20　食		
糖尿病食	10　食	減塩食	5　食

3、発災状況

平日	午前10時
ガス	地震発生により停止
水道	
電気	

※昼食準備中に発災

4、厨房人員状況

栄養士	1　人	出勤中
調理師	6　人	

5、施設設定

平屋	倒壊の恐れなし
熱源	都市ガス・・復旧の目途不明

6、備蓄品

備蓄食品及備品	3日分（別紙参照）	
経管栄養剤	10名分×1週間分あり	
保管場所	食料 →	食品庫
	水・燃料 →	外倉庫

【情報】
当日の昼のメニュー
・ごはん、粥→点火前に発災
・サケの塩焼き→生の状態
・大根金平→調理開始直前
・青菜のお浸し→仕上がるも地震により落下
・味噌汁→未調理
・パイン缶→未開封

当日の夕食分の食材納品は周辺地域の被害状況により配達が困難。よって翌日以降の生鮮食品も無し。

冷蔵庫には、卵が50個、豆腐が5丁、牛乳200mlが80個あります。また、開封された佃煮類や調味料類があります。

冷凍庫には、冷凍ハンバーグが80個と冷凍インゲンが2k、冷凍南瓜が2k、冷凍プリン・ムースが各15個、冷凍ゼリーが80個あります。

資料　No14-2

流れ

Ⅰ　**発災**

Ⅱ　**施設内被災状況確認**

	必要な事・物	気付いた事
①　ガス ②　水道 ③　電気 ④　設備	・ ・	

Ⅲ　**厨房内設備状況確認**

①　ガス ②　水道 ③　電気	・ ・	

Ⅳ　**食事提供の決定**

①献立(当日献立・非常時献立)は? ②食材料(当日分・在庫・備蓄品)は？ ③　熱源は？ ④　備蓄水は？ ⑤　食器は？ ⑥　調理場所・運搬は?	・ ・	

Ⅴ　**食事の提供**

発災時の昼提供メニュー(グループワークで考えたメニューを食種ごとに書いてみて下さい)

資料 No15

給食施設　災害時における給食提供に関する実態調査

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者：　職名＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

項目				該当するところに○又は記入して下さい。	
1 危機管理体制の整備（施設内）	(1) 災害時対応マニュアルの整備	①	災害時における給食提供に関するマニュアルがある	1 有	2 無
			（マニュアル名：　　） ←	マニュアル名を（ ）に記入	
			（作成・更新年月日：　　） ←	作成・更新年月日を（ ）に記入	
		②	マニュアルには下記内容が網羅されている		
			・連絡・指示体制	1 有	2 無
			・給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源及び人員の確保（備蓄食品等含む）に関すること	1 有	2 無
			・外部との連絡体制に関すること	1 有	2 無
			・初期対応に関すること（発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等）	1 有	2 無
			・衛生管理に関すること	1 有	2 無
		③	マニュアルについて検討する場がある	1 有	2 無
			（マニュアル内容を検討する会議等名　　、年　　回　開催） ←	検討会議について（ ）に記入	
			↳（会議の構成者：　　） ←	会議の構成者を（ ）記入	
		④	マニュアルの内容について、栄養科を始め、施設全体で共有している	1 はい	2 いいえ
	(2) 体制強化	①	栄養給食担当科内において訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
		②	施設全体において、日ごろから計画的に訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
		③	マニュアルに基づき、地域や外部も参加した訓練や研修を行っている	1 はい	2 いいえ
2 備蓄等災害時食糧の確保	(1) 備蓄の整備	①	災害時において給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄は施設内備蓄か施設外備蓄（敷地内の別棟に保管）か	1 施設内	2 施設外
			（施設外備蓄の保管場所：　　） ←	施設外備蓄の場合、（ ）に保管場所を記入	
			（搬入方法：　　） ←	施設外備蓄の場合、（ ）に搬入方法を記入	
		②	備蓄の必要量（人数、日数等）や種類について検討している	1 はい	2 いいえ
		③	備蓄量は、次のとおりである。（人数×日数で記入） （人数：　　人分　×　日数：　　日分） ←	備蓄数量を（ ）に記入	
		④	次の物品等について備蓄している。 （ 食料 ・ 飲料水 ・ 食器 ・ 熱源（ガスコンロ等） ・ 調理器具 ・ 衛生関係用品 ）	備蓄しているもの全てに○をつける。	

	(2) 備蓄の運用	①	備蓄食品等を活用した非常時用献立を作成している	1 はい		2 いいえ
		②	平常時用の備蓄利用計画を作成している(普段の給食への利用、ランニングコスト)	1 はい		2 いいえ
		③	備蓄品一覧を作成している	1 はい		2 いいえ
		④	備蓄品の利用について施設内で共有している	1 はい		2 いいえ
3 外部との連携体制の明確化	(1) 地域の災害対策体制の把握	①	市町村の災害対策本部の設置状況を把握している(食料、物資、水等の支援要請先)	1 はい		2 いいえ
			(担当部署名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		②	行政の主管課を把握している(災害対応の相談先)	1 はい		2 いいえ
			(担当部署名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		③	保健所の担当課(者)を把握している(災害対応の相談先)	1 はい		2 いいえ
			(担当課(者)名: TEL) ←	連絡先を( )に記入		
		④	ライフライン(電気、ガス、水道等)遮断時の連絡先を把握しているか (通常供給先の連絡先を把握しているか。さらに、通常供給先以外に把握している連絡先は何社あるか)			
			電気 : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
			ガス : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
			水道 : 通常供給先 ・ 通常供給先以外 (社) ・ 把握していない ←	把握しているものに○をつける。 ( )に把握社数を記入		
	(2) 給食施設等の相互支援体制	①	外部業者と災害支援に関する取り決めがある	1 有		2 無
		②	系列施設と災害支援に関する取り決めがある	1 有	2 無	3 系列施設なし
		③	食材が不足した場合の支援要求先が明確になっている	1 はい		2 いいえ
		④	人員が不足した場合の支援要求先が明確になっている	1 はい		2 いいえ

御協力ありがとうございました。　　村山保健所

＊「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン－実践編－(平成20年3月　新潟県福祉保健部)
Ⅳ　平常時の災害対策の進め方のポイント 2 (2)「給食施設　平常時のセルフチェック表」　改変

【 調査票提出先 (FAX可) 】
〒990－0031
山形市十日町1丁目6－6
村山保健所
地域保健予防課　健康増進担当　宛

FAX 023－622－0191